

プログラム情報

【表紙】	プログラム情報
【公表書類】	2018年11月30日
【公表日】	2018年11月30日
【発行者の名称】	独立行政法人国際協力機構
【代表者の役職氏名】	理事長 北岡伸一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区二番町5番地25
【電話番号】	03 (5226) 9279
【事務連絡者氏名】	財務部市場資金課
【有価証券の種類】	国際協力機構債券
【発行予定期間】	2018年12月1日から2020年11月30日まで
【発行残高の上限】	該当事項なし
【公表されるホームページのアドレス】	https://www.jpx.co.jp/equities/products/tpbm/announcement/index.html
【有価証券報告書又は発行者情報の提出状況】	該当事項なし

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO-BOND Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場債券は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO-BOND Marketの上場債券の発行者に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、プログラム情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。
- 2 TOKYO PRO-BOND Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲載されるTOKYO PRO-BOND Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 3 東京証券取引所は、プログラム情報の内容（プログラム情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、損害賠償責任その他の一切の責任を負いません。
- 4 このプログラムに基づき独立行政法人国際協力機構（以下、「当機構」という。）が発行する国際協力機構債券は、金融商品取引法第3条に規定される適用除外有価証券に該当します。上記国際協力機構債券に関して、同法第27条の31に規定される特定証券情報は作成されず、このプログラム情報は特定証券情報を構成しません。

第一部【証券情報】

1. 新規発行債券

銘柄	未定	債券の総額	未定
記名・無記名の別	-	発行価額の総額	未定
各債券の金額	未定	申込期間	未定
発行価格	未定	申込証拠金	未定
利率	未定	払込期日	未定
利払日	未定	申込取扱場所	別項引受金融商品取引業者の本店 及び国内各支店
償還期限	未定	振替機関	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋茅場町 二丁目1番1号
募集の方法	一般募集		
利息支払の方法	未定		
償還の方法	未定		
担保	本債券の債権者（以下「本債権者」という。）は、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号。以下「JICA法」という。）の規定により、当機構の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。		
財務上の特約	担保提供制限	該当事項なし（本債券は一般担保付であり、財務上の特約は付されていない。）	
	その他の条項	該当事項なし	

1. 信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付
 本債券は、株式会社格付投資情報センター及びS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社から格付取得予定です。
2. 社債、株式等の振替に関する法律の適用
 本債券は、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「社債等振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、同法第67条第1項の規定により本債券の証券は発行しない。
3. 募集の受託会社
 - (1) JICA法第32条第8項に基づく本債券の募集の受託会社は、未定とする。
 - (2) 受託会社は、本債権者のために弁済を受け、又は本債券に基づく債権の実現を保全するために必要な一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。
 - (3) 受託会社は、本債権者のために、公平かつ誠実に本債券の管理を行うものとする。
 - (4) 受託会社は、本債権者に対し、善良な管理者の注意をもって本債券の管理を行うものとする。
 - (5) 受託会社は、本債券の発行要項（以下「発行要項」という。）各項のほか、法令及び当機構と受託会社との間の募集委託契約証書（以下「委託契約」という。）に定める義務及び権限を有する。本債権者は、委託契約に定める受託会社の権限及び義務に関する全ての規定の利益並びに受託会社によるかかる権限の行使及びかかる義務の履行による利益を享受することができる。
 - (6) 受託会社は、法令、発行要項、委託契約及び本債券の債権者集会（以下「債権者集会」という。）の決議に違反する行為をしたときは、本債権者に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。
4. 期限の利益の喪失事由
 本債券の期限の利益の喪失事由は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 当機構が別記「利息支払の方法」欄又は別記「償還の方法」欄第2項の規定に違背し、5営業日以内に履行又は治癒されないとき。
 - (2) 当機構が発行する本債券以外の債券若しくはその他の借入金債務について期限の利益を喪失し、又は期限が到来しても5営業日以内にその弁済をすることができないとき、又は当機構以外の債券若しくはその他の借入金債務に対して当機構が行った保証の債務について履行義務が発生したにもかかわらず、当該債務にかかる契約上定められた保証債務を履行すべき最終日から5営業日以内にその履行をすることができないとき。但し、当該債務の合計額（邦貨換算後）が50億円を超えない場合は、この限りではない。
 - (3) 当機構が解散することを定める法令及び解散の期日を定める法令が公布され、かつ当機構の解散期日の1か月前までに、本債券の債務の総額について他の法人に承継される法令が公布されていないとき。
 - (4) 法令若しくは裁判所の決定により、当機構又は当機構が解散して本債券の債務を承継した法人に対して、株式会社における会社更生、特別清算その他これらに準ずる倒産処理手続に相当する手続が開始されたとき。
5. 期限の利益喪失の公告
 前項の規定により当機構が本債券について期限の利益を喪失したときは、受託会社はその旨を本「摘要」欄第6項(2)に定める方法により公告する。
6. 公告の方法
 - (1) 当機構又は受託会社は、本債券に関し、本債権者の利害に係る事項であって、受託会社が本債権者に通知する必要があると認める事項がある場合は、これを公告する。
 - (2) 公告は、法令又は契約に別段の定めがあるものを除き、官報並びに東京都及び大阪市で発行される各一種以上の新聞紙に掲載することにより行う。但し、重複するものがあるときは、これを省略することができる。

7. 債券原簿の公示

当機構は、その主たる事務所に本債券の債券原簿（以下「本債券原簿」という。）を備え置き、その営業時間中、一般の閲覧に供する。但し、当機構は以下の場合には本債券原簿の閲覧を拒否することができる。

- ①当該請求を行う者がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき。
- ②当該請求を行う者が本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報するため請求を行ったとき。
- ③当該請求を行う者が、過去2年以内において、本債券原簿の閲覧又は謄写によって知り得た事実を利益を得て第三者に通報したことがある者であるとき。

8. 発行要項の変更

- (1) 当機構は、受託会社と協議のうえ、本債権者の利害に重大なる関係を有する事項を除き、発行要項を変更することができる。
- (2) 前号に基づき発行要項が変更されたときは、当機構はその内容を公告する。但し、当機構と受託会社が協議のうえ不要と認めた場合は、この限りではない。

9. 本債券の債権者集会

- (1) 債権者集会は、本債券の全部についてするその支払の猶予その他本債権者の利害に重大なる関係を有する事項につき決議することができる。
- (2) 債権者集会は、当機構又は受託会社がこれを招集するものとし、債権者集会の日の3週間前までに債権者集会を招集する旨及び債権者集会の目的である事項その他必要な事項を公告する。
- (3) 債権者集会は、東京都において行う。
- (4) 本債券の総額（償還済みの額を除く。又、当機構が有する本債券の金額はこれに算入しない。）の10分の1以上に当たる本債権者は、債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を受託会社に提出し、債権者集会の招集を請求することができる。
- (5) 本債権者は、債権者集会において、その有する本債券の金額（償還済みの額を除く。）に応じて、議決権を有するものとする。
- (6) 前号の規定にかかわらず、当機構は、その有する本債券については、議決権を有しない。
- (7) 債権者集会において決議をする事項を可決するには、議決権者（議決権を行使することができる本債権者をいう。以下本募集要項において同じ。）の議決権の総額の5分の1以上で、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意がなければならない。
- (8) 前号の規定にかかわらず、以下のいずれかに該当する決議をすることはできないものとし、これらに該当する決議がされた場合、かかる決議は効力を有しない。
 - ①債権者集会の招集の手續又はその決議の方法が法令又は発行要項の定め違反するとき。
 - ②決議が不正の方法によって成立するに至ったとき。
 - ③決議が著しく不公正であるとき。
 - ④決議が本債権者の一般の利益に反するとき。
- (9) 本債権者は、本人又はその代理人によって、債権者集会に出席することができる。当機構は、その代表者を当該集会に出席させ、又は書面により意見を述べるることができる。本人又はその代理人が当該集会に出席しない本債権者は、受託会社が定めるところにしたがい、書面によって議決権を行使することができる。書面によって行使した議決権の額は、出席した議決権者の議決権の額に算入する。
- (10) 債権者集会の決議は、本債券を有する全ての債権者に対し効力を有するものとし、その執行は受託会社があたるものとする。
- (11) 本項に定めるほか債権者集会に関する手續は当機構と受託会社が協議して定め、本「摘要」欄第6項（2）に定める方法により公告する。

	<p>(12) 本項の手續に要する合理的な費用は当機構の負担とする。</p> <p>1 0. 元利金の支払 本債券にかかる元利金は、社債等振替法及び別記「振替機関」欄に定める振替機関が定める社債等に関する業務規程その他の規則及び業務処理要領（以下「業務規程等」という。）にしたがって支払われる。なお、当機構は、JICA法第32条第9項及び業務規程等にしたがって、受託会社に本債券の元利金を支払うことによって、本債券の元利金にかかる債務を免責されるものとする。</p> <p>1 1. 募入方法 未定</p> <p>1 2. 発行代理人及び支払代理人 未定</p>
--	--

2. 債券の引受け及び債券に関する事務

元引受契約を締結する予定の金融商品取引業者のうち主たるものは、以下のとおりです。

東京証券取引所の作成する「主幹事証券会社リスト」に登録されている証券会社1社以上を含む証券会社1社または複数社

3. 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

未定

(2) 手取金の使途

JICA法第13条第1項第2号に定める有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当する予定です。

なお、有償資金協力業務は、外務省が定める中期目標並びにそれに基づき作成されるJICA中期計画及び年度計画に示されるJICAの基本方針に従って実施されます。当該基本方針の中では、①開発途上地域の経済成長の基礎及び原動力の確保、②開発途上地域の人々の基礎的生活を支える人間中心の開発の推進、③普遍的価値の共有、平和で安全な社会の実現、④地球規模課題への取組を通じた持続可能で強じんな国際社会の構築、が重点分野として掲げられています。

また、JICAの有償資金協力業務を含む開発協力は、国際連合及び世界銀行の基準に基づく所得階層を用いて対象となる開発途上国を選定しています。円借款については、所得階層の低い国ほど低金利の融資が受けられる供与条件を適用しています。

上記の点が評価され、当機構が発行する国際協力機構債券（JICA債）は、国際資本市場協会のフレームワーク（注）における「ソーシャルボンド」の特性に従った債券である旨のセカンド・オピニオンを、独立した第三者機関である株式会社日本総合研究所より2016年8月24日付で取得（2017年8月10日付更新）しています。

同オピニオンでは、「『JICA債』をSBPが示す4項目に基づきレビューした結果、『JICA債』はSBPが示す、社会課題への対応を目的とした『ソーシャルボンド』の特性に従うものとして評価する。」との評価がされています。よって、このプログラムに基づいて発行する債券も「ソーシャルボンド」の特性に従った債券となります。

（注）国際資本市場協会（International Capital Market Association、ICMA）は、2016年6月に、自主的ガイドラインとして、グリーンボンド原則（Green Bond Principle、GBP）及びその付属資料であるソーシャルボンドのガイダンス（SOCIAL BONDS - GUIDANCE FOR ISSUERS）を公表しました。なお、ICMAは2017年6月に同付属資料を改訂した上でソーシャルボンド原則（The Social Bond Principles、SBP）として新たに位置づけており、これを踏まえ、前述のセカンド・オピニオンは、2017年8月10日付で更新されています。

【参考】セカンド・オピニオン（発行者：株式会社日本総合研究所）

https://www.jica.go.jp/investor/bond/ku57pq00001qs7yu-att/Second_Opinion.pdf

第二部【企業情報】

第1 発行者の概況

1. 主要な経営指標等の推移

当機構の2013年度から2017年度までの経営成績は、以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構

(単位：百万円)

事業年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
経常収益	450,259	463,484	438,382	432,401	401,044
経常費用	326,615	348,007	337,021	346,050	332,233
経常利益 ※1	123,644	115,477	101,361	86,351	68,811
臨時利益	7	41	3,089	24,196	97
臨時損失	33	108	45	66	787
当期総利益 (注)	127,512	115,874	104,659	110,982	83,492
資本金 ※2	7,832,098	7,877,115	7,925,375	8,054,680	8,099,860
純資産額 ※3	9,051,831	9,187,777	9,319,233	9,568,651	9,679,785
総資産額	11,376,773	11,575,219	11,830,318	12,119,103	12,550,274
業務活動によるキャッシュ・フロー	△21,409	6,416	△77,772	17,306	46,589
投資活動によるキャッシュ・フロー	△29,684	41,193	12,522	△37,472	61,984
財務活動によるキャッシュ・フロー	50,003	47,912	48,016	129,376	44,352
資金期末残高	101,071	196,604	179,146	289,330	440,864

(注) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、2013年度は3,894百万円、2014年度は465百万円、2015年度は253百万円、2016年度は501百万円、2017年度は15,372百万円を計上後の金額であります。

(指標等の説明)

※1 経常利益 (又は経常損失) = 経常収益 - 経常費用

※2 資本金 = 政府出資金

※3 純資産額 = 自己資本 = 政府出資金 + 剰余金 + 評価・換算差額等

2. 沿革

年 月	国際協力事業団 (JICA)	旧国際協力銀行 (JBIC) 海外経済協力業務
1954年 10月	コロンボプラン加盟、日本の経済協力事業の開始	
1961年 3月		海外経済協力基金 (OECF) 設立 (日本輸出入銀行が運営を委託されていた東南アジア開発協力基金を承継・設立)
1962年 6月	海外技術協力事業団 (OTCA) 設立	
1963年 7月	海外移住事業団 (JEMIS) 設立	
1966年 6月		OECF 初の円借款契約を締結 (対韓国)
1974年 8月	国際協力事業団 (JICA) 設立 (OTCA、JEMIS、(財)海外貿易開発協会の鉱工業投融资事業、(財)海外農業開発財団の人材養成事業を統合)	
1999年 10月		日本輸出入銀行と OECF の統合により、国際協力銀行 (JBIC) 設立
2007年 5月		円借款供与国数が 100 か国到達

年 月	国際協力機構 (JICA)	
2003年 10月	独立行政法人国際協力機構 (JICA) 設立	
2008年 10月	独立行政法人国際協力機構は、10月1日付でそれまでの技術協力に加え、旧 JBIC の海外経済協力業務 (現在の有償資金協力業務) と、外務省の無償資金協力業務を承継。(旧 JBIC の国際金融等業務は株式会社日本政策金融公庫に承継され、2012年4月1日に同公庫から分離して株式会社国際協力銀行となりました。)	

3. 事業の内容

3-1. 当機構の概要

(1) 設立の経緯と業務の目的

当機構は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」といいます。）及び独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）の定めるところにより、2003 年 10 月 1 日に設立された独立行政法人です。

当機構は、2006 年 5 月に成立した「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成 18 年法律第 47 号）及びこれに基づき 2006 年 11 月に成立した「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」（平成 18 年法律第 100 号。以下本法律施行後の独立行政法人国際協力機構法を「JICA 法」といいます。）の定めるところにより、2008 年 10 月 1 日付で新たに旧 JBIC の円借款等海外経済協力業務（当機構では「有償資金協力業務」といいます。）及び外務省より無償資金協力業務（外交政策の遂行上の必要から外務省が引き続き自ら実施するものを除きます。）を承継し、わが国の国際協力における総合的な援助機関として新たなスタートを切りました。

当機構の目的は、JICA 法第 3 条において、「開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」といいます。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の推進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資すること」と定められております。

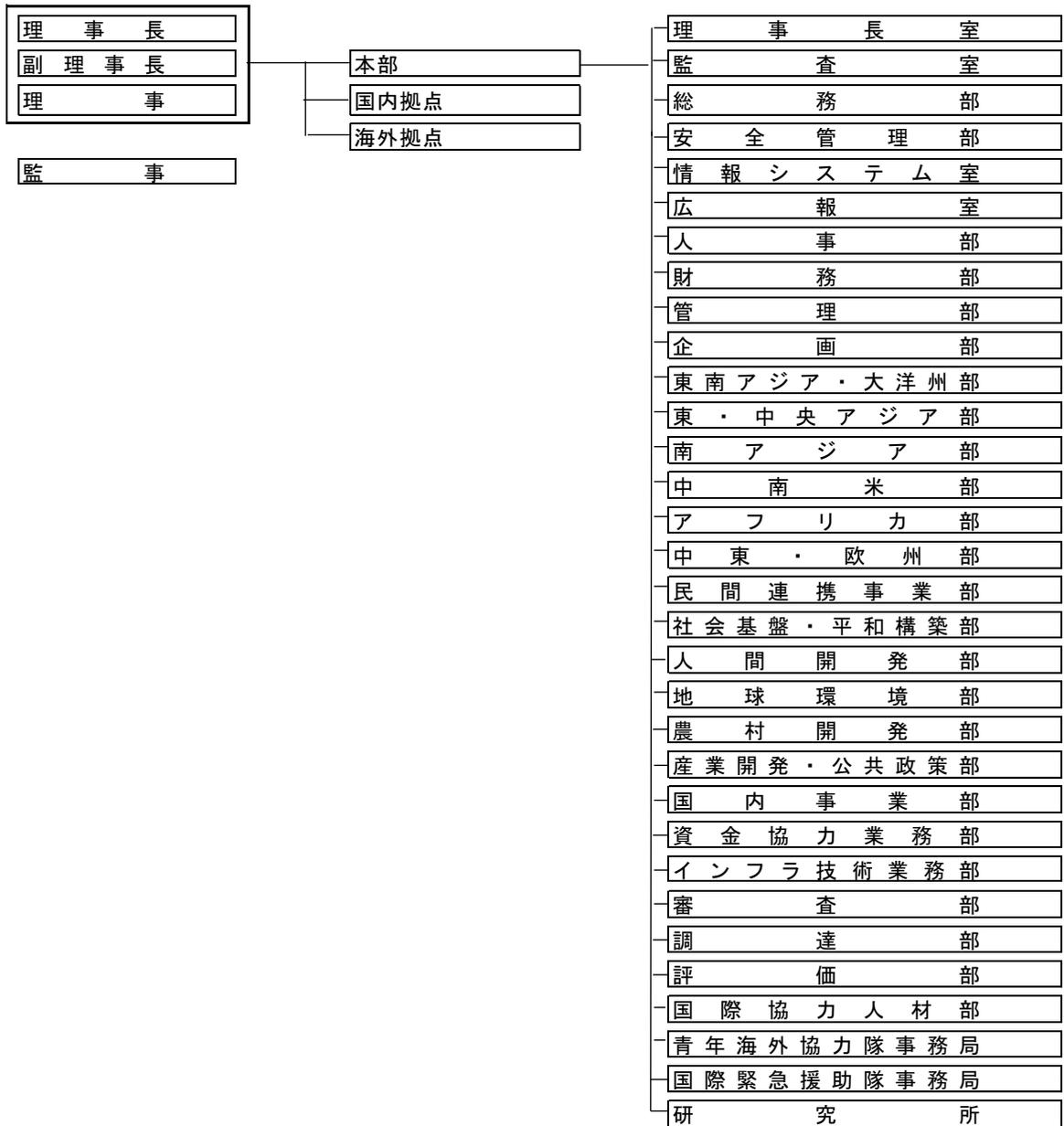
(2) 資本金の構成

当機構の資本金は日本政府が全額出資しています。

当機構は上述のとおり、2008 年 10 月 1 日に旧 JBIC の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継致しました。JICA 法附則第 2 条第 7 項に基づき、当機構が旧 JBIC より承継した資産の価額から負債の金額を差し引いた額は、政府から当機構に対し追加して出資されたものとされ、同条第 8 項に基づき、当該承継資産の価額は、2008 年 10 月 1 日現在における時価を基準として、2009 年 2 月 23 日に開催された資産評価委員会により決定されました。

2018 年 3 月 31 日現在、当機構の資本金は 8,099,860 百万円です。

(3) 組織図 (2018年11月30日現在)



(4) 日本政府との関係について

① 主務大臣について

当機構の主務大臣は次のとおりとされています（JICA 法第 43 条第 1 項）。

(ア) 管理業務に関する事項（次号に掲げるものを除きます。）については、外務大臣

(イ) 管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項については、外務大臣及び財務大臣

(ウ) 管理業務以外の業務に関する事項については、外務大臣

主務大臣は、理事長及び監事の任命（通則法第 14 条）及び解任（通則法第 23 条）、業務方法書の認可（通則法第 28 条）等を行います。また、業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせること、又は業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができます（通則法第 64 条）。

② 役員について

当機構の理事長及び監事は主務大臣が任命し（通則法第 20 条第 1 項及び第 2 項）、副理事長及び理事は理事長が任命します（同条第 4 項）。また、主務大臣又は理事長はそれぞれが任命した役員を解任することができます（通則法第 23 条）。

なお、理事長が副理事長及び理事を任命若しくは解任した時は、遅滞なく主務大臣に届け出るとともに、これを公表しなければならないとされています（通則法第 20 条第 5 項及び第 23 条第 4 項）。

③ 中期目標・中期計画について

主務大臣は、3 年以上 5 年以下の期間において当機構が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」といいます。）を定め、これを当機構に指示するとともに公表しなければならないと定められています（通則法第 29 条）。当機構は主務大臣より指示を受けた当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」といいます。）を作成し、主務大臣の認可を受ける必要があります（通則法第 30 条）。なお、第 4 期中期目標及び第 4 期中期計画（中期目標期間：2017 年 4 月～2022 年 3 月）は以下から参照できます。

「独立行政法人国際協力機構中期目標」（第 4 期）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000014487.pdf>

「独立行政法人国際協力機構中期計画」（第 4 期）

https://www.jica.go.jp/disc/chuki_nendo/ku57pq00000t0aea-att/chuki_keikaku04.pdf

④ 会計検査院による検査について

当機構に対しては会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 20 条、第 22 条第 5 号及び第 30 条の 3 に基づいて会計の検査を目的とした会計検査院による検査が行われています。検査は毎月行われる書面検査と毎年 2 回行われる実地検査があり、検査結果は毎年 1 回会計検査院から内閣へ送付され内閣より国会に提出されます。また、議院等から国会法（昭和 22 年法律第 79 号）の規定により会計検査及びその報告の要請があった場合、当該要請に係る事項につき会計検査院による検査が行われます。

⑤ 金融庁による検査について

政策金融機関に対する検査の権限の委任のための関係法律の整備に関する法律（平成 14 年法律第 56 号）が 2003 年 4 月 1 日に施行されたことを受け、2003 年度より主務大臣から金融庁に検査権限の一部が委任されて、旧 JBIC は金融庁の検査対象となりました。当機構の有償資金協力業務についても引き続き検査対象となっています（JICA 法第 39 条）。

⑥ 財務面での政府関与

(i) 予算制度

当機構では、JICA 法第 17 条により、

(ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（以下「一般勘定」といいます。）

(イ) 有償資金協力業務に係る勘定（以下「有償資金協力勘定」といいます。）

に区分して経理を行うこととされています。一般勘定の主な収入である運営費交付金は、外務省 ODA 一般会計予算の一部として措置されます。また、有償資金協力勘定については、JICA 法第 18 条及び第 21 条に基づき、予算の国会の議決に関しては、国の予算の議決の例によるとされ、有償資金協力業務に係る収入及び支出の予算は、政府関係機関予算として主務大臣を経由して、財務大臣に提出、閣議決定後、内閣がこれを国会に提出、国会において議決されます。

(ii) 資金調達

政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、当機構に追加して出資することができます (JICA 法第 5 条第 2 項)。

政府は、予算の範囲内において、当機構に対してその業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができます。(通則法第 46 条)。

当機構は、中期計画において設定する限度額の範囲内で、短期借入金をすることができます (通則法第 45 条)。

当機構は、有償資金協力業務を行うために必要な資金の財源に充てるため、政府から長期借入金をし、又は国際協力機構債券を発行することができます (JICA 法第 32 条)。

また政府は、予算の範囲内において、国際協力機構債券に係る債務について、保証契約をすることができます (JICA 法第 34 条)。

(iii) 当機構の借入金及び債券発行の制限

当機構の有償資金協力勘定における借入金・債券発行に係る債務の合計額については法律上の上限があり、同勘定の資本金及び準備金の合計額の 3 倍に相当する額までとなっています (JICA 法第 33 条)。また、当機構は毎事業年度の債券発行に係る基本方針を作成し、主務大臣の認可を受けなければなりません (JICA 法第 32 条第 3 項)。

(iv) 財務諸表の作成及び監査について

当機構の一般勘定については、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出し、その承認を受けなければならないとされています (通則法第 38 条)。また、有償資金協力勘定においては、半期の財務諸表を作成し、当該半期経過後 2 月以内又は当該事業年度終了後 3 月以内に、主務大臣を経由して財務大臣に届け出なければならないとされています (JICA 法第 28 条)。当機構は、財務諸表、事業報告書 (会計に関する部分に限る。) 及び決算報告書について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならないとされています (通則法第 39 条)。当該会計監査人は公認会計士又は監査法人でなければならず (通則法第 41 条)、主務大臣により選任されます (通則法第 40 条)。

(v) 民間金融機関との関係 (有償資金協力業務)

有償資金協力業務においては、一般の金融機関が行う資金の貸付け又は出資を補完し、又は奨励するよう行うものとし、これらと競争してはならず (JICA 法第 14 条第 1 項)、一般の金融機関が通常 conditions により資金の貸付け又は出資を行うことが困難と認められる場合 (同条第 2 項)、及び開発事業に係る事業計画又は開発途上地域の経済の安定に関する計画の内容が適切であり、その達成の見込みがあると認められる場合 (同条第 3 項) に限り、必要な資金を貸し付け、又は当該事業の遂行のため特に必要のあるときは出資することができます。

(vi) 開発途上国政府、国際機関、市民社会、民間企業との関係

当機構は開発途上国政府・政府機関スタッフへのアドバイスや技術的な支援のほか、研修招聘を通じた人的パイプの構築を行っており、また、海外の援助機関とも協働して援助方針の調整や事業等を行い、開発途上国の開発計画づくり、人材育成と経済・社会発展に協力しています。他ドナーとの関係については、国連機関 (国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)、国連開発計画 (UNDP)、国連環境計画 (UNEP) など)、国際開発金融機関 (世界銀行、アジア開発銀行 (ADB)、アフリカ開発銀行 (AfDB)、米州開発銀行 (IDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD) など)、及び二国間援助機関 (米国国際開発庁 (USAID)、カナダ国際開発庁 (CIDA)、英国国際開発省 (DFID)、ドイツ国際協力公社 (GIZ)、ドイツ復興金融公庫 (KfW)、フランス復興

庁 (AFD)、韓国国際協力団 (KOICA)、韓国輸出入銀行・対外経済協力基金 (EDCF) など) との間で、トップマネジメント・レベル及び実務・現場レベルの協議・相互訪問による緊密な意見交換やスタッフ相互派遣等を行っています。こうした開発途上国政府やドナー間の協力関係の構築は、ノウハウや知見の共有だけでなく、より効果的な開発成果の発現と援助の推進を可能にする点に意義があります。例えば、他ドナーとの協調融資や、相手国政府・ドナー間での調達・財務管理手続きの調和化などの取組は、開発事業の実施にあたっての調整コストを引き下げ、開発途上国政府のオーナーシップの向上と開発効果をより効率的に発現させることに繋がっています。

当機構は地方自治体、大学、NGO、民間企業との定期協議や開発の現場での協力を通じたパートナーシップの構築を推進しています。特に、途上国開発における民間部門のプレゼンスの増大と、CSR 活動等の民間企業の活動の変化に伴い、民間部門との連携を強化しております。2008 年 10 月の新 JICA 発足を機に民間連携室 (現民間連携事業部) を設置し、民間連携に関する基本方針を策定・公表しました。ここでは、民間企業、民間ビジネスとのパートナーシップを強化し、スピード感を持って、開発途上国における民間企業活動の環境を整備し支援することで、開発途上国・民間企業・ODA が Win-Win-Win の関係となることを目指すことを、当機構の民間連携の基本方針としています。そして、周辺環境整備 (企業活動に関連する周辺のニーズへの対応 (インフラ整備のみならず、政策・法整備や人材育成を含む))、PPP インフラ支援、中小企業等の海外展開支援、その他 CSR 活動や BOP ビジネスとの連携等、民間企業との連携を通じて開発途上国の発展に貢献する取組を行っています。

(vii) 持続可能な開発目標 (SDGs) における国際協力機構債券の位置づけ

日本政府の SDGs 達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」(2016 年 12 月 22 日決定) において、国際協力機構債券 (社会貢献債) の発行が資金動員 (国内の民間資金を開発途上国のために動員する) の具体的施策のひとつに位置づけられました。これは、SDGs 達成に向けた開発途上国の取組について、公的資金のみならず、民間資金も動員して支援する、という考えに基づくものです。

「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策」における当機構の債券発行の位置づけは以下のとおりです。

具体的施策および概要	社会貢献債の発行 (JICA) JICA 債の発行を通じて国内の民間資金を成長市場である開発途上国のために動員する
該当する SDGs の目標およびターゲット	「持続可能な開発目標 (SDGs)」目標 17 (実施手段) : 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する 「持続可能な開発目標 (SDGs)」ターゲット 17.3 : 複数の財源から、開発途上国のための追加的資金源を動員する

上記の内容は首相官邸及び外務省のホームページで公表されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs) を達成するための具体的施策 (付表)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryoku2.pdf>

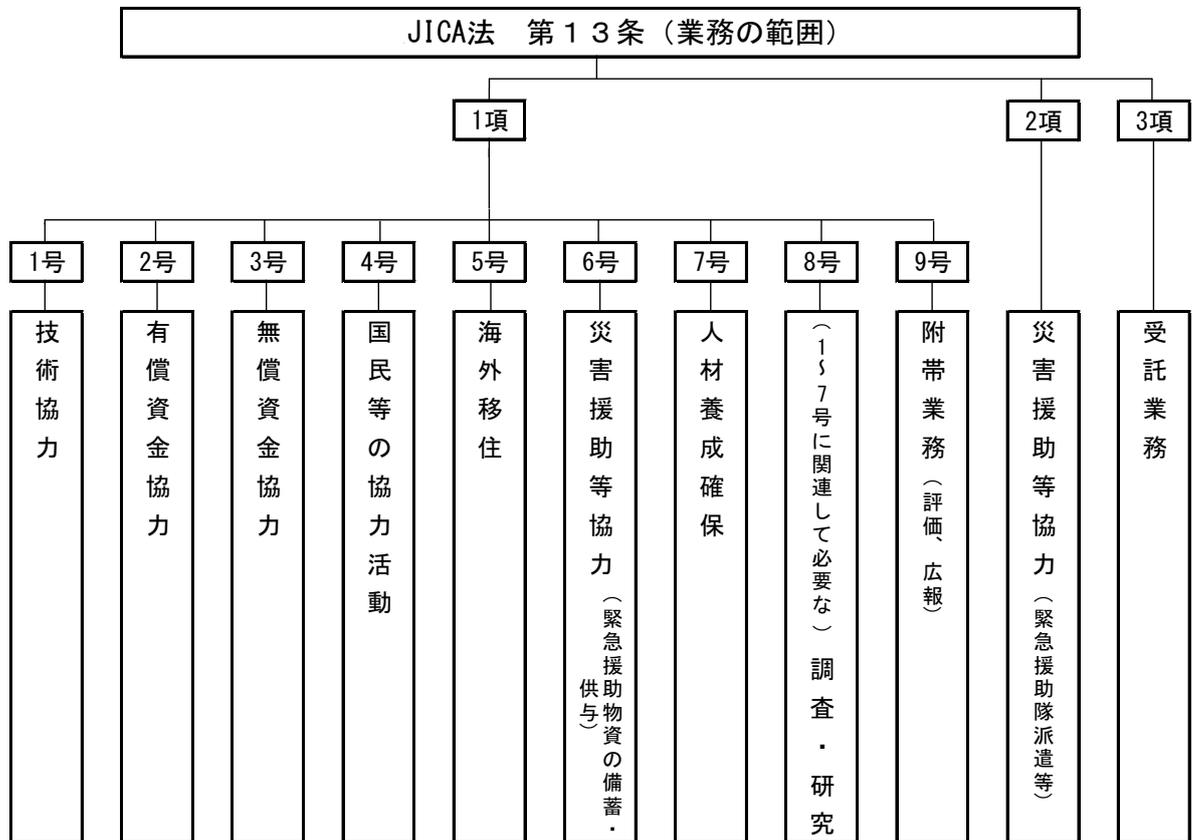
「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ (外務省仮訳)」

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000101402.pdf>

3-2. 当機構の業務内容

(1) 業務の種類

当機構は、2008年10月1日付で旧JBICの海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力業務の一部を承継しました。承継後の当機構の業務の範囲については、JICA法第13条に以下のように定められております。主な事業については、以下の①～⑥のとおりです。



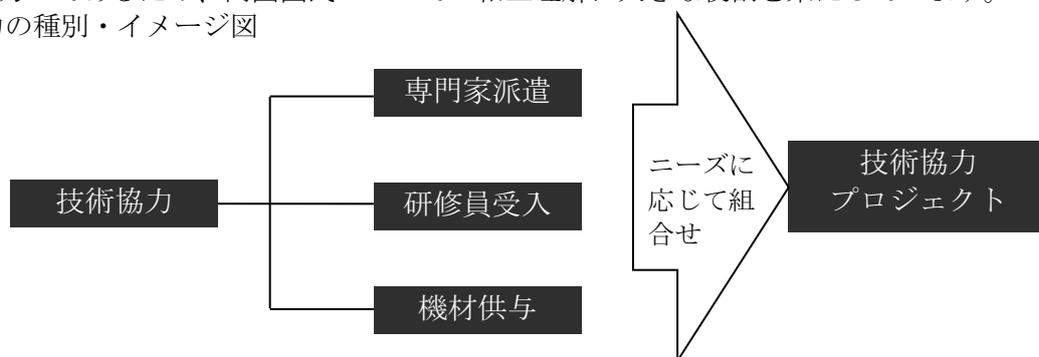
① 技術協力（JICA法第13条第1項第1号）

技術協力は、開発途上地域の人々が直面する開発課題に自ら対処していくための総合的な能力向上を目指す、人を介した協力であり、条約その他の国際約束に基づき、人的資源の開発、技術水準の向上、組織強化、政策・制度の改善及び公共的な開発計画の立案を支援することにより、開発途上地域の経済的社会的開発の促進及び福祉の向上に寄与することを目的としています。

- ・ 専門家派遣：開発途上国に日本人専門家（必要に応じ第三国の専門家）を派遣し、当該国の行政官や技術者に必要な技術や知識を伝えるとともに、彼らと協働して現地適合技術や制度の開発、啓発や普及などを実施。
- ・ 研修員受入：開発途上国で開発の中核を担う人材に対して必要な技術や知識に関する研修を実施（主に日本、必要に応じ相手国や第三国でも実施）。
- ・ 機材供与：専門家などが効率的な協力を実施するに当たって、必要な機材を相手国に供与。
- ・ 技術協力プロジェクト：一定の成果を一定の期間内で達成することを目的に、予め合意した協力計画に基づき、目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等を最適な形で組み合わせて実施。
- ・ 開発計画調査型技術協力：公共事業計画策定や政策立案に係る支援を主目的とするものであって、その過程において、相手国の行政官等に対し、調査・分析手法や計画策定手法の技術移転も実施。

協力分野は、農業開発、運輸交通、産業開発、保健医療、教育に加え、近年では、法整備、市場経済化、平和構築・復興、環境・気候変動等多様化しており、その広範な分野で日本の技術やノウハウを相手国の指導的役割を担う人材に伝え、それが更に相手国の組織・社会に広く伝播することにより、相手国の発展に寄与することを期待しています。また技術協力は、“人を介した協力”であるため、両国国民レベルでの相互理解に大きな役割を果たしています。

技術協力の種別・イメージ図



② 有償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号）

有償資金協力とは、低金利で返済期間の長い緩やかな条件（譲許的な条件）で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助のことを指し、わが国の場合、「円借款」と呼ばれる開発途上国の政府機関若しくは地方公共団体、又は国際機関向けの借款と「海外投融資」と呼ばれる民間部門等への出資・融資が存在します。

多くの開発途上国では、電力・ガス、運輸、通信などの経済社会基盤の整備が不十分です。また近年、貧困層の拡大に加え、HIV/エイズなどの感染症、大気や水の汚染、紛争・テロなどの地球規模の問題が顕在化しています。開発途上国が上記の課題を克服し、経済的自立を達成するためには、経済社会基盤の底上げが必要ですが、途上国においては、そうした基盤整備に必要な資金を市場メカニズムだけで調達することは困難です。円借款は、開発途上国に対して低利で長期の緩やかな条件で開発資金を貸し付けることにより、開発途上国の発展への取組を支援しています。

開発途上国の経済成長や貧困削減のためにはその国自らのオーナーシップが必要不可欠です。資金の返済を求める円借款は、開発途上国に借入資金の効率的な利用と適切な事業監理を促し、開発途上国のオーナーシップ・自助努力をより一層後押しします。また、円借款は返済を前提とした資金援助であるため、日本にとっても財政負担が小さく、持続性のある支援手段です。

当機構は有償資金協力部門においても、国際社会の共通目標たる「持続可能な開発目標（SDGs）」（注 1）や、日本政府の「開発協力大綱」（注 2）を踏まえ、「質の高い成長」、「平和構築の促進」、「地球規模課題への取組みの強化」等に貢献する分野への支援を積極的に行ってきました。円借款による支援地域は、日本と地理的・歴史的・経済的なつながりの強いアジア地域が中心となっていますが、アジア地域以外の国々のニーズも大きく、これまで合計 109 カ国に及ぶ幅広い国と地域を支援しています。

また、2015 年 11 月 21 日にマレーシアのクアラルンプールにて行われた ASEAN ビジネス投資サミットにおいて、安倍総理大臣より「質の高いインフラパートナーシップ」を踏まえた円借款・海外投融資の制度拡充策について発表され、2016 年 5 月 26 日から 27 日に開催された G7 伊勢志摩サミットでは、「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」が発表されました。これらを受けて、当機構は財務健全性を確保することを前提としてドル建て借款の創設、外貨返済型円借款（注 3）の適用拡大やユーロ建て海外投融資の検討等、円借款・海外投融資の利便性のさらなる向上に取り組んでいきます。

円借款の種類はニーズによって様々なものがあり、次のように大別されます。

1) プロジェクトタイプ

- ・プロジェクト借款：道路、発電所、灌漑や上下水道施設の建設等、あらかじめ特定されたプロジェクトに必要な設備、資機材、サービスの調達や土木工事等の実施に必要な資金を融資するもので、円借款の主要な部分を占めます。
- ・エンジニアリング・サービス借款：プロジェクトの実施に必要な調査・設計段階で必要とされるエンジニアリング・サービス（現場詳細データの収集、詳細設計、入札書類作成等）を本体業務に先行して融資するものです。ただし、プロジェクト借款同様にフィージビリティ調査（F/S）等が終了し、事業全体の必要性・妥当性が確認されていることが前提となっています。
- ・開発金融借款（ツーステップ・ローン）：借入国の政策金融制度のもと、開発銀行等の当該国の金融機関を通じて、中小規模の製造業や農業等の特定部門の振興や貧困層の生活基盤整備といった一定の政策実施のために必要な資金を供与するものです。最終受益者に資金がわたるまでに段階が2つ以上の金融機関を経由する手順となるので、ツー・ステップ・ローン（Two Step Loan :TSL）とも呼ばれます。この借款では、民間の多数の最終受益者に資金を供与できるとともに、金融機関を仲介させることによって、当該金融機関の能力強化や金融セクター開発を図ることができます。
- ・セクターローン：複数のサブプロジェクトで構成される特定セクターの開発計画の実施のために必要な資機材、役員及びコンサルティングサービスの費用を融資し、あわせて当該セクターの政策、制度改善を図るものです。

2) ノン・プロジェクトタイプ

- ・開発政策借款：政策改善と制度全般の改革を行おうとしている開発途上国を支援するための借款です。従来の構造調整借款とは異なり、より長いタイムスパンでの国家戦略、又は貧困削減戦略実施等を支援するものです。近年は、その方向性に沿った改革項目が当該国政府により実施されたことを確認し、その達成に対して借款契約が締結、資金が供与され、当該国予算に組み込まれるタイプのもの（バックワード・ルッキング型といいます。）が、主体となっています。達成の確認の際には、将来の改革項目についても協議し、長期的な枠組みのもと、改革を支援するものです。この借款の場合、国際開発金融機関（世界銀行等）との協調融資の形をとることが多くあります。
- ・セクター・プログラム・ローン：商品借款を供与し、同時に重点セクターの開発政策を支援するものです。輸入資金としての外貨を輸入者に売却した代金として政府が受け取る現地通貨資金（見返り資金）をあらかじめ合意されたセクターの開発投資に振り向けます。

また日本政府及び当機構は、民間セクターを通じた開発途上地域の開発促進のため、開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資、融資により支援する海外投融資機能の再開に係る議論を進めました。2012年10月16日のパッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合においてその本格再開が決定され、2018年11月末現在、当機構として23件の投融資案件を調印しております。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応できない案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

- (注1) 「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」：ミレニアム開発目標（Millennium Development Goals: MDBs）の後継として2015年10月に国連で定められた、2016年から2030年までの国際目標。MDGsの残された課題（例：保健、教育）や新たに顕在化した課題（例：環境、格差拡大）に対応すべく、新たに17の目標・169項目のターゲットが策定されました。
- (注2) 「開発協力大綱」：「日本再興戦略」（2013年6月閣議決定）などでインフラ輸出分野でODA資金を積極活用するとされたこと、またポスト2015年開発アジェンダに向けた議論にて新たな視点や課題が俎上に上るようになったことなど、「政府開発援助大綱」制定後約10年間に発生したODAを取り巻く状況の変化を踏まえて制定されました。
- (注3) 貸付完了後一定期間における借入国による申請時において市場の状況等により、当機構が通貨スワップを約定できない場合には、この制度は適用しません。

円借款供与条件表
(平成30年10月1日以降に事前通報を行う案件に適用)

所得階層	一人当たり GNI	条件	適用金利	基準/ オプション	金利 (%)	償還期間 (年)	うち据置期間 (年)	調達条件
LDCかつ貧困国 (注1) (US\$ 1,005 以下)		—			0.01	40	10	アンタイド
L D C 又は 貧 困 国 (US\$ 1,005 以下)	STEP (注2: 以下同じ)	固定金利	基準	基準	0.10	40	12	アンタイド
				ハイスpek (注3: 以下同じ)	固定金利	基準	0.25	
	オプション1	0.20	25			7		
	オプション2	0.15	20			6		
	優先条件 (注4: 以下同じ)	変動金利 (注5: 以下同じ)	長期オプション	¥LIBOR+35bp	40	12		
			基準	¥LIBOR+25bp	30	10		
			オプション1	¥LIBOR+20bp	25	7		
			オプション2	¥LIBOR+15bp	20	6		
		固定金利	基準	0.85	30	10		
			オプション1	0.70	25	7		
			オプション2	0.55	20	6		
			オプション3	0.40	15	5		
	一般条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+45bp	40	12		
			基準	¥LIBOR+35bp	30	10		
			オプション1	¥LIBOR+30bp	25	7		
			オプション2	¥LIBOR+25bp	20	6		
固定金利		オプション3	¥LIBOR+20bp	15	5			
		基準	0.95	30	10			
		オプション1	0.80	25	7			
		オプション2	0.65	20	6			
オプション3	0.50	15	5					
低・中所得国 US\$ 1,006 以上 US\$ 3,955 以下	STEP	固定金利	基準	0.10	40	12	タイド	
	ハイスpek	固定金利	基準	0.50	30	10	アンタイド	
			オプション1	0.45	25	7		
			オプション2	0.40	20	6		
	優先条件	変動金利	オプション3	0.35	15	5		
			長期オプション	¥LIBOR+85bp	40	12		
			基準	¥LIBOR+65bp	30	10		
			オプション1	¥LIBOR+55bp	25	7		
	固定金利	オプション2	¥LIBOR+45bp	20	6			
		オプション3	¥LIBOR+35bp	15	5			
基準		1.25	30	10				
オプション1		1.05	25	7				
オプション2	0.85	20	6					
オプション3	0.65	15	5					

		一般条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+105bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+85bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+75bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+65bp	20	6	
			オプション3	¥LIBOR+55bp	15	5		
			固定金利	基準	1.45	30	10	
				オプション1	1.25	25	7	
				オプション2	1.05	20	6	
		オプション3		0.85	15	5		
中進国 以上	US\$ 3,956 以上	ハイスぺック	固定金利	基準	0.70	30	10	アンタイト
				オプション1	0.65	25	7	
				オプション2	0.60	20	6	
				オプション3	0.55	15	5	
		優先条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+105bp	40	12	
				基準	¥LIBOR+85bp	30	10	
				オプション1	¥LIBOR+75bp	25	7	
				オプション2	¥LIBOR+65bp	20	6	
	オプション3		¥LIBOR+55bp	15	5			
	固定金利		基準	1.45	30	10		
			オプション1	1.25	25	7		
			オプション2	1.05	20	6		
		オプション3	0.85	15	5			
	一般条件	変動金利	長期オプション	¥LIBOR+125bp	40	12		
			基準	¥LIBOR+105bp	30	10		
			オプション1	¥LIBOR+95bp	25	7		
オプション2			¥LIBOR+85bp	20	6			
オプション3		¥LIBOR+75bp	15	5				
固定金利		基準	1.65	30	10			
		オプション1	1.45	25	7			
		オプション2	1.25	20	6			
	オプション3	1.05	15	5				

コンサルティングサービス コンサルティングサービス部分の金利は0.01%とし、償還期間及び据置期間並びに調達条件は本体部分と同様とする。

プログラム借款オプション 協調融資の場合は譲許性を確保しつつ、協調融資先の償還期間と同一にすることができる。

(注1) LDC かつ貧困国は、分野にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。LDC かつ貧困国から上位の所得階層に移行する際は、直ちに適用金利を変更せず、3年間の移行期間を設定。

(注2) STEP (本邦技術活用条件) は、OECD ルール上タイト借款が供与可能な案件のうち、我が国の優れた技術やノウハウを活用するものとして途上国から本条件適用の要請があるもので、かつ我が国の事業者の有する技術やノウハウが必要かつ実質的に活かされる案件に適用。STEP 対象国は、OECD 公的輸出信用アレンジメント上タイト借款が供与可能な国。但し、LDC (国連開発計画委員会のLDC リスト掲載ページを参照) を除く。

(注3) ハイスぺック借款は、「質の高いインフラ」を推進すると特に認められるプロジェクト借款案件に適用(適用に当たっては具体的な案件毎に検討。)

(注4) 優先条件が適用されるのは、環境・気候変動分野、保健・医療分野、防災分野及び人材育成分野。

(注5) 円 LIBOR (6 か月物) 部分のみ変動し、スプレッドは固定する Fixed Spread Loan を適用。変動金利の下限金利は0.1%とする。

(注6) 災害復旧分野(災害復旧スタンド・バイ借款を含む)は、所得階層にかかわらず、0.01%、40年(10年)を適用。災害復旧スタンド・バイ借款は、外貨返済型円借款が適用可能な償還期間(据置期間)である、20年(6年)、15年(5年)も選択可能とする。

(注7) PPP インフラ信用補完スタンド・バイ借款は、所得階層にかかわらず、変動金利のみとし、金利6か月
¥Libor+30~50bp、償還期間は最長40年(最長コミットメント期間=30年+10年)の範囲内で個別に設定す
る。ただし、短期流動性支援の場合は、10年を償還期間とする。

(参考)

- ・ IMF のプログラムが順調に進んでいる国及び IDA グラント供与国については、IMF の譲許性基準を満たすよう
供与条件を変更することができる。
- ・ 一般条件及び優先条件の固定金利については、市場実勢を踏まえ、変動金利と等価の金利水準となるよう、定
期的に見直すものとする。
- ・ 中進国以上には固定金利も選択可能であるが、原則変動金利を適用するものとする。

主要国所得階層別分類

2018年4月改定

所得階層	一人当たり GNI	
L D C かつ 貧困国 (US\$ 1,005 以下)		アフガニスタン、ウガンダ、エチオピア、エリトリア、ガンビア、ギニア、ギニアビサウ、コモロ、コンゴ民主共和国、シエラレオネ、セネガル、ソマリア、タンザニア、チャド、中央アフリカ、トーゴ、ニジェール、ネパール、ハイチ、ブルキナファソ、ブルンジ、ベナン、マダガスカル、マラウイ、マリ、南スーダン、モザンビーク、リベリア、ルワンダ
L D C 又は 貧困国 (US\$ 1,005 以下)		アンゴラ、イエメン、カンボジア、キリバス、サントメ・プリンシペ、ザンビア、ジブチ、ジンバブエ、スーダン、ソロモン諸島、ツバル、バヌアツ、バングラデシュ、東ティモール、ブータン、ミャンマー、モーリタニア、ラオス、レント
低・中所得国	US\$ 1,006 以上 US\$ 3,955 以下	アルメニア、インド、インドネシア、ウクライナ、ウズベキスタン、エジプト、エルサルバドル、ガーナ、カーボヴェルデ、カメルーン、キルギス、グアテマラ、ケニア、コンゴ、コートジボワール、コンゴ共和国、ジョージア、シリア、スリランカ、スワジランド、タジキスタン、チュニジア、ナイジェリア、ニカラグア、パキスタン、パプアニューギニア、フィリピン、ベトナム、ボリビア、ホンジュラス、ミクロネシア、モンゴル、モルドバ、モロッコ、ヨルダン
中進国以上	US\$ 3,956 以上 US\$ 12,235 以下	アゼルバイジャン、アルジェリア、アルゼンチン、アルバニア、イラク、イラン、エクアドル、ガイアナ、カザフスタン、ガボン、グレナダ、コスタリカ、コロンビア、サモア、ジャマイカ、スリナム、赤道ギニア、セルビア、セントビンセント・グレナディーン、セントルシア、タイ、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トルクメニスタン、トルコ、トンガ、ナミビア、パナマ、パラグアイ、フィジー、ブラジル、ベラルーシ、ベリーズ、ペルー、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ボツワナ、マケドニア、マーシャル諸島、マレーシア、南アフリカ、メキシコ、モーリシャス、モルディブ、モンテネグロ、リビア、レバノン

③ 無償資金協力（JICA 法第 13 条第 1 項第 3 号）

無償資金協力とは、被援助国に対し返済の義務を課さない資金協力のことで、医療や給水、農村開発、運輸交通などの基礎的な分野において、病院、学校、道路等の建設を行う「施設の建設」や、医療機材や教育訓練機材等の調達を行う「資機材の調達」など、主にハード面での協力を行うものです。開発途上国の中でも、所得水準の低い諸国を中心に、当該国の将来にかかわる協力を幅広く行っています。

具体的な対象分野は、保健・医療、衛生、水供給、初等・中等教育、農村・農業開発、運輸交通、電力、情報通信等の「基礎生活分野」となりますが、近年はこれらに加え、紛争予防、平和構築、地雷対策、テロ・海賊対策、防災・災害復興、環境等、多様化しています。

当機構は、外交政策遂行上の必要から外務省が自ら実施するものを除き、無償資金協力の実施主体として、「事前の調査」から支払業務等の「実施監理」、そして「事後監理」を担っています。

④ ボランティア派遣（JICA 法第 13 条第 1 項第 4 号の一部）

ボランティア派遣事業は、開発途上国からの要請に基づき、それに見合った技術・知識・経験を持ち、「開発途上国の人々のために生かしたい」と望む方を募集し、選考、訓練を経て派遣します。その主な目的は、（1）開発途上国の経済・社会の発展、復興への寄与、（2）異文化社会における相互理解の深化と共生、（3）ボランティア経験の社会還元です。なかでも、青年海外協力隊は事業発足以来 50 年を超える長い歴史を持ち、2018 年 6 月末現在、青年海外協力隊、シニア海外ボランティア、日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティアの 4 つの JICA ボランティアプログラムすべての累計派遣者数は 5 万 2,000 人を超えています。

(i) 青年海外協力隊

青年海外協力隊事業は、開発途上国からの要請に対し、それらの国の経済・社会の発展に協力しようとする青年の活動を支援するものです。協力隊員は開発途上国に滞在し、受入国のの人々と生活をともにしながら協力活動を行います。協力分野は、計画・行政、公共・公益事業、農林水産、鉱工業、エネルギー、商業・観光、人的資源、保健・医療、社会福祉の9分野、職種は約120種と多岐にわたります。

(ii) シニア海外ボランティア

シニア海外ボランティア事業は、開発途上国への支援活動に興味をもつ中高年層の方々を対象としています。幅広い技術や豊かな職業経験をもつ40歳から69歳までの人材を募り、開発途上国からの要請に応じて派遣するもので、青年海外協力隊のシニア版といえる事業です。協力分野は青年海外協力隊と同様多岐にわたります。

(iii) 日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア

日系社会青年ボランティア、日系社会シニア・ボランティア事業は、中南米地域の日系人社会からの要請に応じて派遣され、地域社会の発展に貢献するものです。

⑤ 国際緊急援助（JICA 法第13条第1項第6号及び第2項）

大規模な災害が発生した際、特に開発途上国の多くは、経済・社会基盤が脆弱であるため、十分な救援活動を行えないのが実情です。こうした課題にこたえるべく、日本はこれまでの豊富な経験と技術を生かし国際緊急援助を行っています。

1979年に医療チームの派遣を中心とする国際緊急援助活動が始まり、1987年には「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」（通称 JDR 法）が制定され、医療チームに加え、救助チーム、専門家チームの派遣も開始され、当機構が派遣実務を担うことが法的に整理されました。またこの JDR 法の制定に併せ、当機構は世界4ヶ所に緊急援助物資用の備蓄倉庫を設置し、被災者に対する緊急援助物資供与事業も開始しました。さらに1992年には JDR 法が改正され、国際緊急援助隊として自衛隊部隊の派遣も可能になりました。なお、この JDR 法の改正により、同年に施行・公布された「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（通称 PKO 協力法）との関係も整理され、紛争に起因する災害は PKO 法で対応し、内閣府国際協力平和本部が実務を司り、それ以外の災害（自然災害、ビル倒壊などの人為的災害）は JDR 法で対処することになり、当機構が外務大臣の派遣命令を受けて、以下の国際緊急援助隊を派遣しています。

(i) 救助チーム

被災地での被災者の捜索、発見、救出、応急処置、安全な場所への移送を主な任務としています。チームは、警察庁、消防庁、海上保安庁の救助隊員、医療従事者、当機構職員等から構成され、政府の派遣決定から24時間以内に日本を出発することを目標としています。

(ii) 医療チーム

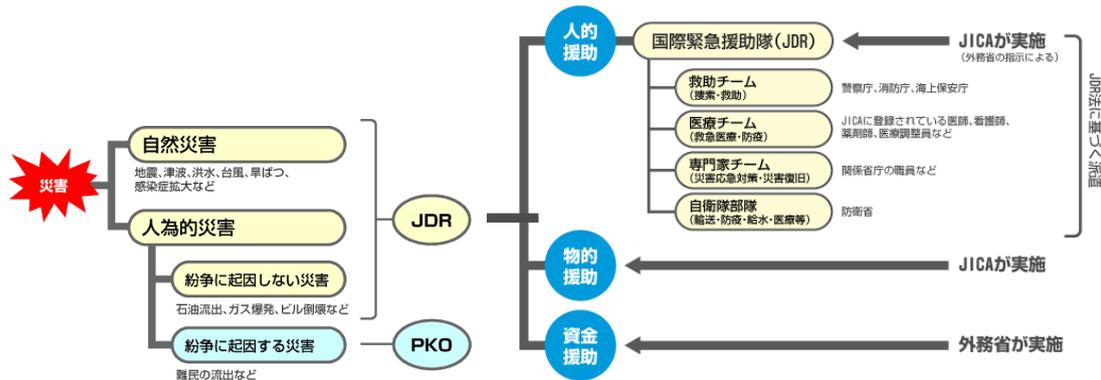
医療チームは、被災者の診療又は診療の補助を行い、必要に応じて疾病の感染予防や蔓延防止のための活動を行います。メンバーは、自発的な意志に基づいてあらかじめ登録された医師、看護師、薬剤師、調整員などから編成されます。政府の派遣決定から48時間以内に日本を出発することを目標としています。国際緊急援助隊の中で最も歴史が長い活動です。

(iii) 専門家チーム

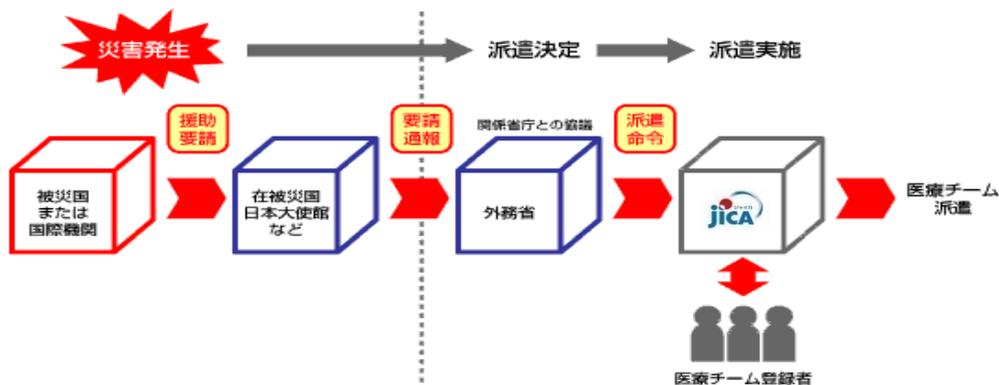
専門家チームは、災害に対する応急対策と復旧活動の指導を行います。例えば、地震の被災国における建物の耐震性診断や、噴火の恐れがある火山の調査及び噴火予測や被害予測等の活動が含まれます。また、新しい感染症に対して、被害の拡大を食い止めるため助言を行うこともあります。チームは、災害の種類に応じて、関係省庁や地方自治体から推薦された技術者や研究者などで構成されています。

(iv) 自衛隊部隊

大規模な災害が発生し、特に必要があると認められるとき、自衛隊部隊を派遣します。自衛隊部隊は、緊急援助活動（医療・防疫、給水）や船舶・航空機を用いた輸送活動を行います。



派遣のプロセス：医療チームの場合



⑥ 研究活動（JICA 法第 13 条第 1 項第 8 号）

2008 年 10 月の新 JICA の発足にともない新たに設置された「JICA 研究所」は、開発途上国が直面する開発課題の解決に向けて開発援助機関としての比較優位を活かした、政策志向の研究に重点を置いております。途上国政策担当者への発信や国際開発潮流への働きかけを強化するため、国内外のネットワークづくりによる研究交流を通じて、研究者と開発実務者の対話の場を創出すると同時に、国際的水準の研究の推進に努めております。こうした研究活動を通じて、途上国の開発課題の解決を支援する当機構の事業戦略に貢献していくことを目指しております。

JICA 研究所の重点研究領域は「平和と開発」「成長と貧困削減」「環境と開発／気候変動」「援助戦略」の四つです。

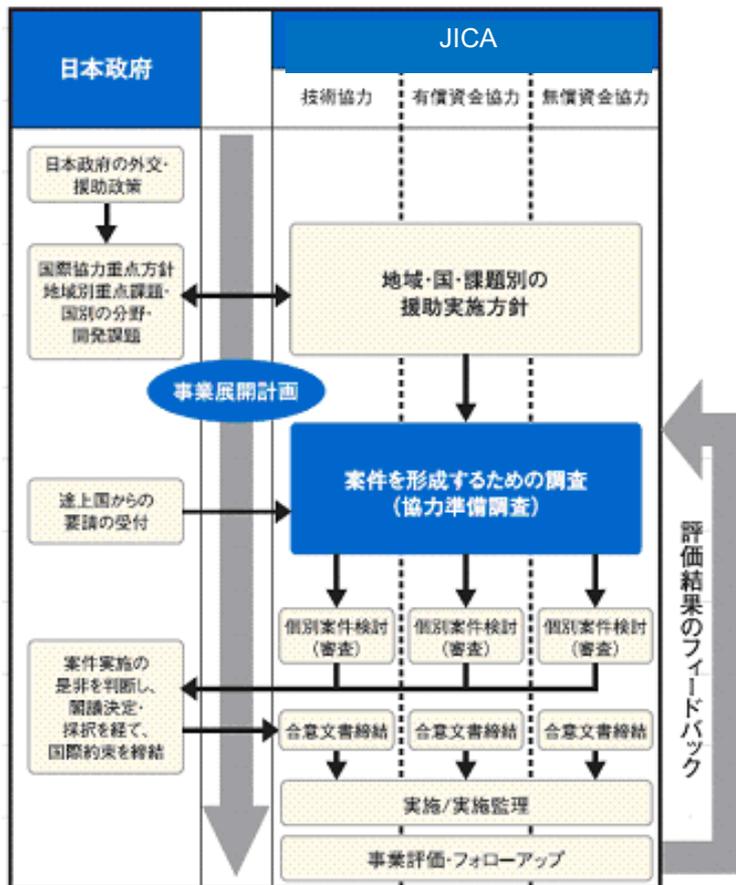
(2) 業務フロー

① 日本政府政策と事業実施

当機構は、技術協力、有償資金協力、無償資金協力という ODA の 3 つの手法を一元的に実施する機関として、政府が策定する ODA 戦略・政策に基づき、援助の手法の枠にとらわれない広い視野に立ち、効果的・効率的な支援を実施しています。

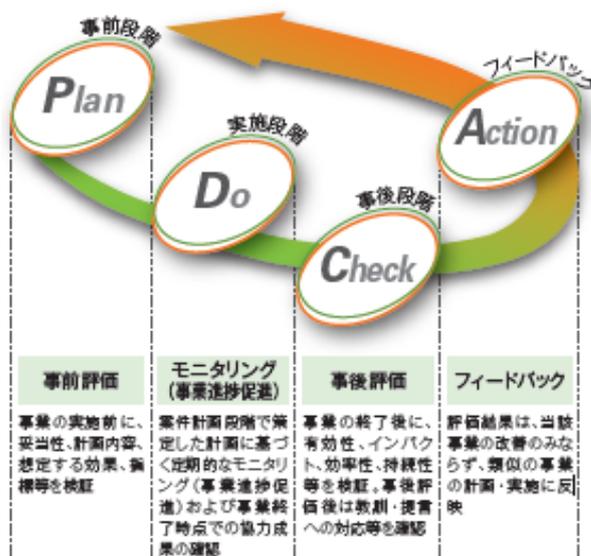
特に、被援助国政府から正式な支援の要請を受ける前の段階で相手国のニーズに応じて随時機動的に実施できる「協力準備調査」を導入したことにより、案件形成から事業実施までを迅速化することが可能となり、計画的・戦略的な支援の準備・実施が図られています。

JICA の業務の流れ



② プロジェクトのPDCA サイクルにおける評価

PDCA サイクルとは、事業活動の継続的な改善を目的としたマネジメントサイクルであり、Plan、Do、Check、Actionの4ステップからなります。JICAの事業評価は、援助スキームにかかわらず、プロジェクトのPDCAサイクルと一体不可分の関係にあります。支援の期間や効果発現のタイミング等といった援助スキームの特性を考慮しながら、プロジェクトの事前段階から、実施、事後の段階、フィードバックに至るまで、一貫した枠組みによるモニタリングと評価を実施しています。このようにPDCAサイクルの各段階でモニタリングと評価を行うことにより、プロジェクトの開発効果の向上に努めています。



3-3. 当機構の財務

(1) 経理の特徴

① 区分経理

当機構は、JICA 法第 17 条により、
(ア) 後述(イ)に掲げる有償資金協力業務を除く業務に係る勘定（一般勘定）、
(イ) 有償資金協力業務に係る勘定（有償資金協力勘定）
に区分して経理を行っております。

② 会計処理基準

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

③ 財務諸表の作成

当機構の一般勘定は通則法第 38 条により、毎事業年度、財務諸表を作成し、当該事業年度の終了後 3 月以内に外務大臣に提出するとともに官報に公告することとされております。また、有償資金協力勘定については、当機構は JICA 法第 28 条に基づき、半期ごとに財務諸表を作成して財務大臣に届け出るとともに官報に公告することとされております。毎年度の財務諸表は決算報告書とともに内閣に提出され、会計検査院の検査を経て国会に提出されます。

(2) 利益金処分及び損失金処理の特徴

① 一般勘定

一般勘定の利益金は、通則法第 44 条第 1 項の規定に基づき、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額を積立金として整理しなければならないとされています。ただし同条第 3 項において、残余の額の全部又は一部を主務大臣の承認を受けて剰余金の使途に充てることができることとされています。また、中期計画の最終年度においては、JICA 法第 31 条第 1 項に基づき、積立金額のうち外務大臣の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る業務の財源に充てることができることとされており、残余があるときは同条第 3 項の規定により国庫納付します。

② 有償資金協力勘定

有償資金協力勘定の利益金は JICA 法第 31 条第 4 項の規定により、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、準備金として同勘定の資本金額と同額になるまで積み立てなければならないとされています。積立金額が資本金額と同額に達し、利益金に残余がある場合には同条第 7 項の規定により国庫納付します。なお、損失金相当額は同条第 6 項の規定により、準備金より取り崩します。

当機構有償資金協力勘定における準備金積立額と国庫納付額

(単位：百万)

	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度
利益金	125,569	114,438	102,762	74,363	79,188
(準備金積立額)	125,569	114,438	102,762	74,363	79,188
(国庫納付額)	-	-	-	-	-

(3) 資金調達の概要

① 一般勘定の資金調達

一般勘定の事業・経費を賄う主要な収入源は政府からの運営費交付金です。支出予算は収入予算の範囲内で組まれており、借入は行っておりません。

一般勘定の運営費交付金については、中期計画期間において大枠が決定し、毎年度の国の予算において、各年度分の運営費交付金額が決定されます。

② 有償資金協力勘定の資金調達

有償資金協力勘定は財政融資資金借入金、財投機関債の発行及び政府出資金を主な資金調達手段としています。

(i) 財政投融资

財政融資資金借入金

2018年度における財政融資資金の借入条件は以下のとおりです。

金利種別	借入期間、返済方法等	借入金利	資金使途
固定	10年(満期一括償還、借入上限 2,262億円)	借入期間に応じ、国債の流通利回りを基準として、償還方法や据置期間等の償還形態の違いを反映した上で財務大臣が決定	有償資金協力業務
固定	20年(満期一括償還、借入上限 500億円)		
固定	15年(据置3年後元金均等償還、借入上限 2,262億円)		
固定	25年(据置5年後元金均等償還、借入上限 500億円)		

(ii) 政府保証外債

当機構は2014年より政府保証外債の発行を開始し、これまでに合計20億米ドルを発行しました。

	発行日	発行額
第1次	2014年 11月 13日	5億米ドル
第2次	2016年 10月 20日	5億米ドル
第3次	2017年 4月 27日	5億米ドル
第4次	2018年 6月 12日	5億米ドル

(iii) 財投機関債

旧JBICの海外経済協力勘定では財投機関債による資金調達を行っておりませんでした。当機構が同勘定を承継し一元的な援助実施機関として新たに発足したことから、「特殊法人等については、財投機関債の公募発行により市場の評価に晒されることを通じ、運営効率化のインセンティブを高める」という財政投融资制度改革の趣旨を踏まえ、当機構自身の信用力に依拠した資金調達として、国際協力機構債券の発行を開始し、これまでに合計5,950億円を発行致しました。

当機構が国際協力機構債券により調達する資金は、有償資金協力業務を行うために必要な所要資金に充当致します。

なお、国際協力機構債券(社会貢献債)の発行は、日本政府のSDGs達成に向けた実施指針である「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」(2016年12月22日決定)において、資金動員(国内の民間資金を開発途上国のために動員する)の具体的施策のひとつに位置づけられました。なお、「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」は以下から参照できます。

「持続可能な開発目標(SDGs)を達成するための具体的施策(付表)」

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sdgs/dai2/siryous.pdf>

	発行日	発行額
第1回国際協力機構債券	2008年12月19日	300億円
第2回国際協力機構債券	2009年6月19日	300億円
第3回国際協力機構債券	2009年12月16日	200億円
第4回国際協力機構債券	2010年6月18日	200億円
第5回国際協力機構債券	2010年9月15日	200億円
第6回国際協力機構債券	2010年12月15日	200億円
第7回国際協力機構債券	2011年6月16日	200億円
第8回国際協力機構債券	2011年9月26日	150億円
第9回国際協力機構債券	2011年9月26日	50億円
第10回国際協力機構債券	2011年12月20日	100億円
第11回国際協力機構債券	2011年12月20日	100億円
第12回国際協力機構債券	2012年6月22日	100億円
第13回国際協力機構債券	2012年6月22日	100億円
第14回国際協力機構債券	2012年9月24日	100億円
第15回国際協力機構債券	2012年9月24日	100億円
第16回国際協力機構債券	2012年12月26日	100億円
第17回国際協力機構債券	2012年12月26日	100億円
第18回国際協力機構債券	2013年6月20日	100億円
第19回国際協力機構債券	2013年6月20日	100億円
第20回国際協力機構債券	2013年9月20日	100億円
第21回国際協力機構債券	2013年9月20日	100億円
第22回国際協力機構債券	2013年12月24日	100億円
第23回国際協力機構債券	2014年2月21日	100億円
第24回国際協力機構債券	2014年6月20日	100億円
第25回国際協力機構債券	2014年6月20日	100億円
第26回国際協力機構債券	2014年9月22日	100億円
第27回国際協力機構債券	2014年9月22日	100億円
第28回国際協力機構債券	2014年12月22日	100億円
第29回国際協力機構債券	2015年6月22日	100億円
第30回国際協力機構債券	2015年6月22日	100億円
第31回国際協力機構債券	2015年9月24日	100億円
第32回国際協力機構債券	2015年9月24日	100億円
第33回国際協力機構債券	2015年12月21日	100億円
第34回国際協力機構債券	2016年2月12日	100億円
第35回国際協力機構債券	2016年6月20日	100億円
第36回国際協力機構債券	2016年6月20日	100億円
第37回国際協力機構債券	2016年9月20日	200億円
第38回国際協力機構債券	2016年9月20日	150億円
第39回国際協力機構債券	2017年2月20日	50億円
第40回国際協力機構債券	2017年6月28日	100億円
第41回国際協力機構債券	2017年6月28日	100億円
第42回国際協力機構債券	2017年9月20日	200億円
第43回国際協力機構債券	2017年12月20日	200億円
第44回国際協力機構債券	2018年6月28日	150億円
第45回国際協力機構債券	2018年6月28日	100億円
第46回国際協力機構債券	2018年9月20日	200億円

(iv) 政府追加出資金

当機構は、譲許的な条件で融資を行う有償資金協力業務の実施に必要な政府からの追加出資金を一般会計から受入れています。旧 JBIC の前身であった海外経済協力基金(OECF) の設立後 1960 年度から 1962 年度、1965 年度から 2017 年度までの毎年度に追加出資受入実績があり、2018 年度においても予算が措置されています。

(v) 交付金

政府は予算の範囲内で、当機構に対して業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することが出来ます（本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について、⑥財務面での政府関与、(ii) 資金調達」ご参照）。資金調達と投融資との逆鞘による赤字を補填することを目的として、海外経済協力基金法に基づき、1984 年度から 1998 年度まで毎年交付実績があります。また、2003 年度以降 2009 年度までは、「債務救済方式の見直し」の実施のため、財政基盤安定の観点より交付金が計上されました。

(vi) 短期借入金等

当機構の短期資金繰上、必要な場合は民間金融機関からの短期借入による資金調達を行うことが可能です。

なお、有償資金協力勘定の過年度の資金調達実績及び 2018 年度当初予算は以下のとおりです。

(単位：億円)

	2013 年度 実績	2014 年度 実績	2015 年度 実績	2016 年度 実績	2017 年度 実績	2018 年度 当初予算
財政投融资	1,194	2,546	2,973	2,540	4,576	6,184
うち財政融資資金借入金	1,194	1,975	2,973	2,030	4,026	5,524
うち政府保証債		571		510	550	660
政府一般会計からの出資金	506	485	483	1,301	452	460
財投機関債	600	500	600	600	600	800
回収金等によるその他自己資金等	5,198	4,748	5,659	4,605	5,758	6,186
合計	7,498	8,279	9,715	9,046	11,385	13,630

4. 関係会社の状況

4-1. 関連会社、関連公益法人等について

人的関係等により当機構の関連会社、関連公益法人等に該当する法人については、本説明書「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 平成 29 事業年度財務諸表(有償資金協力勘定)、附属明細書(15)関連会社の明細」及び「第5 経理の状況、1. 当機構の財務諸表、1-1. 平成 29 事業年度財務諸表(法人単位)、附属明細書(19)関連会社及び関連公益法人等の明細」をご参照下さい。

4-2. 当機構が行う資金供給業務としての出資について

(1) 有償資金協力業務における出資業務

当機構が行う有償資金協力業務には、我が国又は開発途上地域の法人等その他の外務大臣が定める者に対して、その行う開発事業の遂行のため特に必要があるときは出資をすること(海外投融資)が含まれます(JICA 法第 13 条第 1 項第 2 号ロ)。2017 年度は、「シハヌークビル港整備・運営事業」に対し、新たに出資を実行致しました(2018 年 11 月 30 日時点)。今後も開発効果が高く、かつ既存の金融機関では対応が困難な案件について、内容を精査しつつ積極的に取り組んでいきます。

(2) 【参考】当機構の出資案件は、以下のとおりです。

①関係会社等の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	資本金	議決権の所有割合 (%)	相手国又は対象地域
アマゾンアルミナ・アルミニウム製造合弁事業	日本アマゾンアルミニウム株式会社	アマゾン地域におけるアルミナ生産及びアルミ製錬	1978年 8月	55,285 百万円	44.9	ブラジル
サウジアラビアメタノール製造合弁事業	日本・サウジアラビアメタノール株式会社	アルジュベール工業地帯におけるメタノールの製造	1979年 12月	2,310 百万円	30.0	サウジアラビア
サウジアラビア石油化学製品製造合弁事業	サウディ石油化学株式会社	アルジュベール工業地帯におけるエチレングリコール等石油化学製品の製造	1981年 6月	14,200 百万円	37.1	サウジアラビア
バングラデシュKAFCO 肥料製造合弁事業	カフコジャパン投資株式会社	チッタゴン市における尿素及びアンモニアの製造	1990年 7月	5,024 百万円	46.4	バングラデシュ
ムシパルプ製造事業	スマトラパルプ株式会社	南スマトラ・ピリンビン地区において、アカシアの植林木を原料とするパルプ工場を建設、パルプを生産する	1995年 4月	100 百万円	42.7	インドネシア
パキスタン貧困層向けマイクロファイナンス事業	The First Microfinance Bank Limited- Pakistan (FMFB-P)	FMFB-P がマイクロファイナンス事業をパキスタン国内で拡大するにあたり、必要となる資金を当機構が海外投融資を通じて支援するもの	2012年 3月	2,731 百万パキスタンルピー	8.8	パキスタン
ミャンマー国ティラワ経済特別区(Class A区域)開発事業	Myanmar Japan Thilawa Development Ltd.	ヤンゴン市近郊に位置するティラワ経済特別区 (SEZ) において、早期開発区域の工業団地開発・販売・運営事業を支援するもの	2015年 3月	27 百万米ドル	10.0	ミャンマー
日本 ASEAN 女性エンパワーメントファンド	Japan ASEAN Women Empowerment Fund	ASEAN 諸国等アジア地域における女性のエンパワーメントを支援するマイクロファイナンス機関向け投融資	2016年 9月	121 百万米ドル	非公表	アジア
サブサハラ・アフリカ地域オフグリッド太陽光事業	株式会社 Digital Grid	サブサハラ・アフリカの未電化地域における LED ランタンの充電・レンタル事業	2016年 10月	224 百万円	非公表	アフリカ
シハヌークビル港整備・運営事業	Port Authority of Sihanoukville	カンボジア・シハヌークビル港におけるクレーン増設・オフドックヤードの整備及び港湾運営事業	2017年 5月	518,018 百万リエル	13.5	カンボジア

② その他出資案件の状況

案件名	出資先	事業内容	当初出資年月	ファンド想定規模等	議決権の所有割合 (%)	相手国又は対象地域
炭素基金事業(世銀/炭素基金)	Prototype Carbon Fund	世界銀行が地球温暖化防止、発展途上国・移行経済国の持続的開発促進のため企画した信託基金。本ファンド資金は、CO2等温室効果ガス削減効果のある開発事業実施のために利用され、そこで得られた排出権を出資者に還元	2000年 6月	185 百万米ドル (注)	5.6	—
中南米 省エネ・再生可能エネルギー事業	MGM Sustainable Energy Fund, L.P.	コロンビア、メキシコ及び中米・カリブ地域を対象に省エネリース事業及び一部再エネ(中規模～10MW程度太陽光発電等)事業を行うファンドに対する出資を行う	2015年 1月	63 百万米ドル	非公表	中南米
アジア気候変動対策ファンド	Asia Climate Partners LP	アジア諸国において再生可能エネルギー、クリーンテクノロジー、天然資源利用の効率化、水資源、農業、林業等の事業分野で、環境や社会に貢献しうる企業へ投資するもの	2015年 12月	750 百万米ドル	非公表	アジア
中東・北アフリカ支援ファンド	IFC Middle East and North Africa Fund, LP	中東・北アフリカ地域において金融、インフラ、製造等の事業に従事する企業・事業へ投資するもの	2016年 4月	300 百万米ドル	非公表	中東・北アフリカ
アジアインフラパートナーシップ信託基金	Leading Asia's Private Infrastructure Fund	アジア諸国において官民連携パートナーシップ (PPP) 等による質の高いインフラ開発事業を支援するもの	2017年 1月	1,500 百万米ドル	非公表	アジア

(注) 世銀/炭素基金への出資に関しては、直近の決算期における当該ファンド全体の拠出金累計額を記載しています。

5. 職員の状況

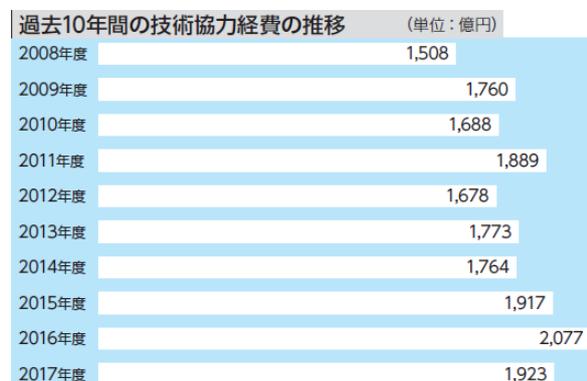
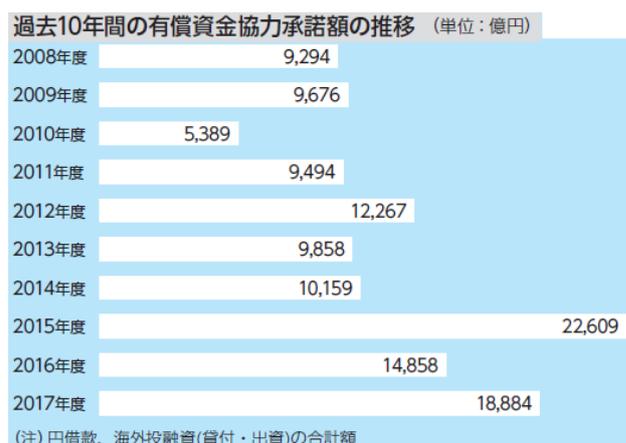
	2018年11月30日 現在
職員数	1,909名

第2 事業の状況

1. 2017年度の事業概要

① 総括

2017年度の当機構事業実績として、技術協力経費は1,923億円で前年度に比べ7.4%（154億円）減となりました。有償資金協力承諾額では2017年度は18,884億円であり、前年度に比べ27.1%（4,026億円）増、無償資金協力の事業規模は2017年度総額1,151億円と前年度に比べて17.4%（171億円）増となっています。



(注) 図表及び本文中の各実績額は小数第1位四捨五入のため、合計値が合わないことがあります。

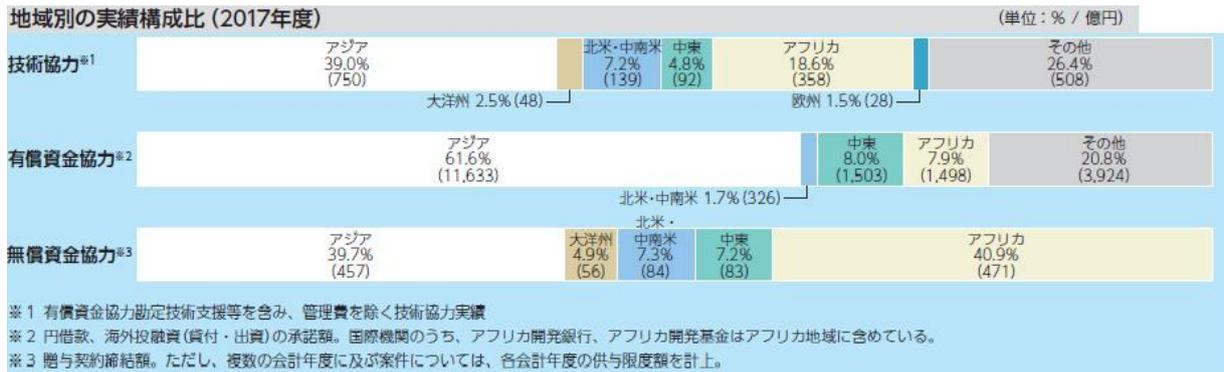
② 地域別の実績構成比

下表は2017年度に当機構が実施した技術協力、有償資金協力、無償資金協力の地域別の実績を表しています。

技術協力について、その地域別の実績をみると、アジア39.0%、アフリカ18.6%、北米・中南米7.2%の順で割合が大きくなっています。なお、その他26.5%には国際機関や国・地域をまたぐもの（全世界）などが含まれています。

また、2017年度の新規分に関する有償資金協力の地域別実績はアジア61.6%、中東8.0%の順となっています。2016年度に続き、アジアの比率が高くなっています。

一方、無償資金協力では、アフリカ40.9%、アジア39.7%、北米・中南米7.3%と、前年度と同様にアフリカならびにアジアが高い割合を占めています。

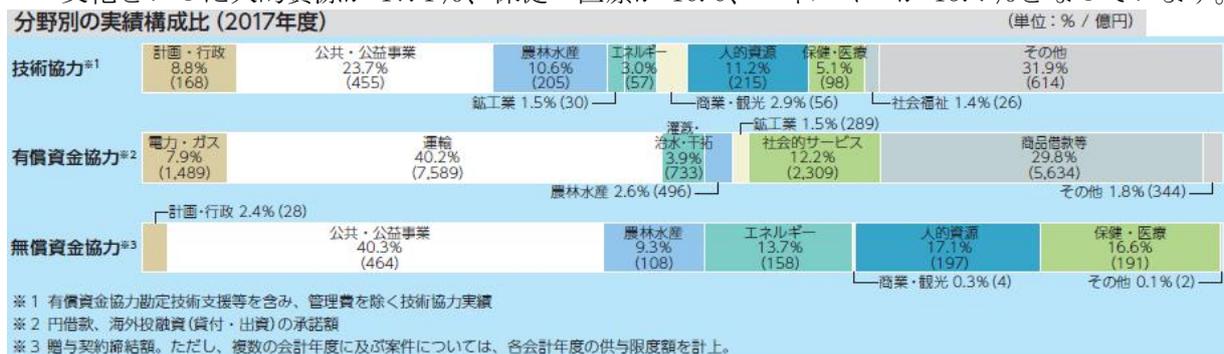


③ 分野別の実績構成比

下表は2017年度の分野別の実績構成比を示しています。技術協力について、その実績を分野別にみると、公共・公益事業 23.7%、人的資源 11.2%、農林水産 10.6%の順となっています。

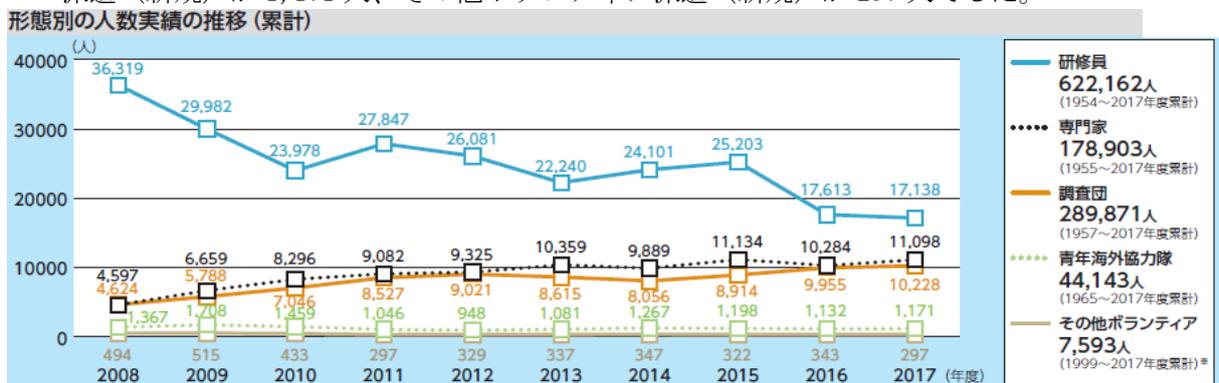
有償資金協力については、鉄道・道路・港湾など運輸分野への協力案件が 40.2%と一番多く、次いで商品借款等が 29.8%、社会的サービスが 12.2%、電力・ガスが 7.9%となっています。

無償資金協力については、公共・公益事業の協力案件が 40.3%と一番多く、次いで教育・文化といった人的資源が 17.1%、保健・医療が 16.6%、エネルギーが 13.7%となっています。



④ 形態別の人数実績と推移

2017年度の当機構の事業の人数実績を形態別に見ると、研修員受入(新規)が1万7,138人、専門家派遣(新規)が1万1,098人、調査団派遣(新規)が1万228人、青年海外協力隊派遣(新規)が1,171人、その他ボランティア派遣(新規)が297人でした。



2. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

(1) 当機構のビジョン

近年、テロや気候変動への対応など、開発課題はますます多様化、複雑化しています。このような中、人々が明るい未来を思い描き、自分の持つ可能性を發揮できる社会を作っていくことは、開発協力機関としての至上命題です。この認識の下、これまでも当機構が大切にしてきた「信頼」をキーワードとし、「世界を信頼でつなぐ」という、新たなビジョンを2017年7月に策定しました。



(2) ODAに関する政策目標・国際公約の遂行

当機構は、我が国のODAを一元的に行う実施機関として、開発協力大綱を始めとする関連政策、及び国内外の情勢や各種公約を踏まえ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献すべく、効果的な開発協力事業の実施に取り組んでいきます。

① ODAに関する政策目標

- ・「開発協力大綱」(2015年2月10日閣議決定)

政府開発援助(ODA)大綱(1992年6月閣議決定、2003年改定)は我が国のODA政策の根幹をなす文書として重要な役割を果たしてきましたが、我が国のODAが更なる進化を遂げるべく政府開発援助(ODA)大綱が改訂され開発協力大綱が閣議決定されました。開発協力大綱では、グローバル化に伴う課題やリスクが増大し、紛争等により脆弱になる国がある一方で、新興国が台頭する等、開発課題が多様化・複雑化・広範化し、開発分野での新興国や民間資金のプレゼンスがますます増大しつつあるなかでの日本の開発協力の方向性が示されています。

「開発協力大綱」<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000067688.pdf>

- ・「国家安全保障戦略」(2013年12月17日閣議決定)

同戦略は我が国の国家安全保障に関する基本方針として定められ、国際協調主義に基づく積極的平和主義を推進する手段としてODAを活用し、普遍的価値の追求、地球規模課題の解決等を実践していくことが示されています。

「国家安全保障戦略」<http://www.cas.go.jp/jp/siryou/131217anzenhoshou.html>

- ・「経済財政運営と改革の基本方針2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～(骨太の方針)」(2018年6月15日閣議決定)

同方針においては、ODAを活用した中堅・中小企業の海外展開の促進、質の高いインフラの推進による国際貢献、ODAを活用した連結性の強化による自由で開かれたインド太平洋戦略の推進、「JICA開発大学院連携」を活用した親日派・知日派の育成等に積極的に取り組むことが示されています。

「経済財政運営と改革の基本方針2018(骨太の方針)」

http://www5.cao.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2018/2018_basicpolicies_ja.pdf

- ・「未来投資戦略2018『Society 5.0』『データ駆動型社会』への変革-」(2018年6月15日閣議決定)

同戦略においては、我が国民間企業の革新的技術を活用したODA事業の実施による開発途上国の課題解決と社会実装の推進、インフラシステム輸出の拡大、ODA等によるテロ対策支援の強化、中堅・中小企業の海外展開支援等に取り組むことが示されています。

「未来投資戦略2018」

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/miraitousi2018_zentai.pdf

- ・「インフラシステム輸出戦略(平成30年度改訂版)」

同戦略は日本経済の再生に向けて、新興国等の膨大なインフラ需要を我が国の成長に取りこむために、ODAを含む官民一体となった取組を推進していくことが示されており、その施策として、以下のものが柱として掲げられています。

- (1) 官民一体となった競争力強化
- (2) 質の高いインフラの推進による国際貢献
- (3) 我が国の技術・知見を生かしたインフラ投資の拡大
- (4) 幅広いインフラ分野への取組

「インフラシステム輸出戦略（平成 30 年度改訂版）」

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keikyoku/dai37/siryoku2.pdf>

② ODA に関する国際公約

・「持続可能な開発目標 (SDGs)」

2015 年 9 月に国連持続可能な開発サミットにおいて、「ミレニアム開発目標 (MDGs)」の後継である「持続可能な開発目標 (SDGs)」を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。MDGs では、「社会」(教育、保健、ジェンダー平等)に関するゴールが多くを占めていましたが、SDGs では、その後顕在化した格差、気候変動、都市問題などの課題の解決を目指し、「誰一人取り残さない」の考え方の下に、「環境」(エネルギー、気候変動、持続可能な生産と消費等)及び「経済」(経済成長・雇用、インフラ・産業等)に関するゴールが追加されており「社会」、「環境」、「経済」の 3 側面に配慮しつつ、政府、国際機関、市民社会、民間セクター等の連携を一層強化し、持続可能な開発を目指すことが示されています。

「持続可能な開発目標 (SDGs)」

http://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/

・「第 6 回アフリカ開発会議 (TICAD VI)」

2016 年 8 月 27 日から 28 日にかけて、ケニアのナイロビにてアフリカ 53 国、開発パートナー諸国、国際機関の代表並びに民間セクターや NGO 等市民社会の代表等が参加した TICAD VI が開催され、成果文書として「ナイロビ宣言」が採択されました。また、安倍総理大臣からは 2016 年から 2018 年の 3 年間で、質の高さを活かした人材育成をはじめ、官民総額 300 億ドル規模の質の高いインフラ整備や強靱な保健システム促進、平和と安定の基盤作り等のアフリカの未来への投資を行う旨、発表されました。

なお、第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD VII) は 2019 年 8 月に横浜市にて開催される予定です。

「第 6 回アフリカ開発会議 (TICAD VI)」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/af/af2/page3_001556.html

・「G7 伊勢志摩サミット」

2016 年 5 月 26 日及び 27 日に、三重県の伊勢志摩にて安倍総理大臣の議長の下で開催され、議論の結果を踏まえ「G7 伊勢志摩首脳宣言」が発出されました。また、日本政府からは、SDGs への貢献策として質の高いインフラ投資、国際保健、女性の活躍推進や難民支援の実施等が表明されました。

「G7 伊勢志摩サミット」 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001562.html

・「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム」

2017 年 7 月に、ニューヨークの国連本部で開催された「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム」にて、岸田外務大臣 (当時) より、「人間の安全保障」の理念に基づき、SDGs に係る国際協力を推進していく旨表明の上、とりわけ、次世代に着目し、子ども・若年層に焦点を当てて、教育、保健、防災、ジェンダー分野等を中心に 2018 年までに 10 億ドル規模の支援を実施する旨が表明されました。

「持続可能な開発のための国連ハイレベル政治フォーラム」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/gic/page1_000359.html

・「第 8 回太平洋・島サミット」

2018年5月18日及び19日に福島県いわき市にて開催され、「繁栄し自由で開かれた太平洋に向けたパートナーシップ」をテーマに、日本、島嶼14カ国、ニュージーランド、豪州等、19カ国・地域的首脳等が参加しました。同サミットでは、(ア)法の支配に基づく海洋秩序、持続可能な海洋、(イ)強靱かつ持続可能な発展、(ウ)人的往来・交流の活性化、(エ)国際場裡における協力の4つの議題を中心に議論が行われ、成果として「PALM8首脳宣言」を採択しました。また、日本政府からは、今後3年間で従来同様のしっかりとした開発協力を実施することを約束するとともに、成長と繁栄の基盤は人作りであるとの考え方にに基づき、今後3年間で、5,000人以上の人的育成・交流に取り組むことを表明しました。

「第8回太平洋・島サミット」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/ocn/page25_000943.html

(3) ディスクロージャー

当機構では、当機構に対する国民の信頼を確保し、国民に対する説明責任を果たすとの観点から、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第59号）に基づき、情報の公開及び個人情報の保護に適正に対応するよう努めています。また、国際協力の理解と参加を促進するために、当機構の役割や開発途上国の人々や社会にもたらした具体的な成果等をわかりやすく公表するとともに、マスメディア等との連携を通じて広報効果の向上を図っています。

(4) 環境ガイドライン

当機構は、2010年4月1日付で「JICA環境社会配慮ガイドライン」を公布の上、2010年7月1日より施行し、同日以降に要請を受領した案件に適用しています。なお、同日以前に要請を受領した案件には、「環境社会配慮のための国際協力銀行ガイドライン」（2002年4月制定）及び「JICA環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月制定）を適用しています。

JICA環境社会配慮ガイドライン（2010年4月公布）における主な改訂点として、①有償資金協力、無償資金協力、技術協力プロジェクトに共通の手続きを設定、②情報公開の拡充、③住民移転や先住民族をはじめとした環境社会配慮要件の強化、④外部の専門家（環境社会配慮助言委員会）の関与拡大、が挙げられます。これらにより、より質の高い環境社会配慮の実施を行うと共に、透明性と説明責任をより一層高めています。

3. 事業等のリスク

当機構の事業その他に関するリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資者の投資判断上、重要であると考えられる事項については、投資者に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。以下の各項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は2018年11月30日現在において判断したものであります。当機構では、当機構の業務に付随する直接的・間接的なさまざまなリスクが存在することを認識し、このようなリスクの把握、分析及び管理を以下に示すとおり積極的に進めていく方針です。

(1) 有償資金協力勘定に特有なリスク

有償資金協力業務（円借款等）を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナルリスクなどのさまざまなリスクを伴います。こうしたリスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般の金融機関と異なりますが、一般の金融機関のリスク管理手法を援用しながら、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程のなかで、有償資金協力勘定が業務の過程でさらされているさまざまなリスクを識別、測定およびモニタリングし、業務の適切性の確保や適正な損益水準の確保を図ることを目的と定めています。その目的に資するため、有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

① 信用リスク

信用リスクとは、与信先の信用状態の悪化などにより債権の回収が不可能又は困難になり、損失を被るリスクです。有償資金協力業務の主たる業務は融資業務であり、信用リスク管理は重要な位置を占めます。与信の大半を占める円借款に伴うソブリンリスク（外国政府・政府機関向け与信に伴うリスク）については、公的機関として相手国政府関係当局や国際通貨基金（IMF）・世界銀行などの国際機関あるいは地域開発金融機関、先進国の開発金融機関や民間金融機関との意見交換を通じて、融資先となる外国政府、政府機関や相手国の政治経済に関する情報を幅広く収集し、評価しています。海外投融資においては、企業向け与信に伴うリスクを評価しています。

(i) 信用格付

JICAは独自の信用格付制度を有しており、すべての与信先に対して信用格付を付与しています。信用格付は、個別与信の判断の参考とするほか、貸倒引当金の算出、信用リスク量の計測にも活用するなど、信用リスク管理の基礎をなすもので、債務者の種類に応じてソブリン債務者、非ソブリン債務者に分け、それぞれの信用格付体系を適用して格付を行い、随時見直しを行っています。

(ii) 資産自己査定

信用リスクの管理にあたっては、保有する債権等を適切に自己査定し、償却・引当を適時適切に実施することが重要となります。JICAでは金融検査マニュアルを参照して、査定のための内部規程などを整備し、また、適切な牽制機能を維持するため、事業部門による第一次査定、審査部門による第二次査定を行う体制を取っています。資産自己査定の結果は、資産内容の正確な把握を行うために利用されています。

(iii) 信用リスク計量

有償資金協力勘定では、前述の個別与信管理に加えて、ポートフォリオ全体のリスク量把握のため、信用リスクの計量にも取り組んでいます。信用リスクの計量にあたっては、長期の貸出や、開発途上国・新興国向けのソブリン融資が大半という、民間金融機関には例を見ないローン・ポートフォリオの特徴、さらにはパリクラブ等国際的支援の枠組み（公的債権者固有の債権保全メカニズム）などを織り込むことが適切であり、これらの諸要素を考慮した独自の信用リスク量の計測を行っています。

② 市場リスク

市場リスクとは、為替、金利などの変動により保有する資産・負債の価値が変動し、損失を被るリスクです。

このうち市場金利の変動により損失を被る金利リスクについては、長期にわたる固定金利の融資を行うことによるリスクを負っていますが、資金調達において一般会計出資金を受け入れることなどにより、金利リスク吸収力を高めています。

さらに、ヘッジ目的に限定した金利スワップ取引を行い、金利変動による不利な影響の軽減に取り組んでいます。金利スワップ取引の取引相手先に関する市場性信用リスクについては、取引相手先ごとの取引時価と信用状態の把握に常時努めるとともに、必要に応じて担保を徴求することで、適切に管理しています。

外貨建て貸付や外貨返済型円借款等に伴い発生しうる為替リスクについては、外貨建て債務を調達しているほか、通貨スワップ等を利用して為替リスクの回避又は抑制を行っています。

また、海外投融資において、外貨建て出資を行っており、出資先の評価額は為替リスクにさらされています。この為替リスクについては、出資先所在国通貨の為替変動をモニタリングすることで管理しています。

③ 流動性リスク

流動性リスクとは、JICA の信用力低下による資金調達力の低下、想定外の支出の増加もしくは収入の減少により、資金繰りが困難になるリスクを意味します。

有償資金協力業務では、資金繰りの管理に加えて財政投融资資金借入、財投機関債発行等の多様な資金調達手段を確保することで流動性リスクを回避しています。

(2) 一般勘定・有償資金協力勘定に共通するリスク

① オペレーショナルリスク

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、又は外生的な事象により損失を被るリスクをいいます。JICA においてオペレーショナルリスクは、事務に関わること、システムに関わること、内外の不正などにより発生するものとしています。オペレーショナルリスクについては、コンプライアンス推進の一環として管理しています。

当機構では、事務にかかわるリスクの軽減のために、各プロセスにおける再鑑の徹底、マニュアル等の整備、研修制度の充実及びシステム化の促進等を通じ、事務処理の正確性確保に努めているほか、理事長直属の内部検査担当部門として他部門から独立した監査室が、本部、国内機関、在外事務所の監査を実施しています。

また、システムにかかわるリスクについては、当機構においては、情報システムへの依存度が高まる中、外国政府等との情報交換を通じた業務の円滑な遂行の観点からも、内部における情報管理に関する役職員の意識向上、外部からのネットワークを経由した当機構の情報システムへの不正アクセスへの対応等、情報セキュリティに関するリスク管理を重視し、「情報セキュリティポリシー」を策定するとともに、役員及び関係部室長で構成する「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの継続的な確保に努めています。

また、内外の不正等防止のため、コンプライアンスに係るプログラムを作成・推進し、マニュアル等を作成の上、役職員及び関係者のコンプライアンス意識の醸成に努めています。

上記に加え、経営層によるリスクの把握のために、役員等から委員が構成される「コンプライアンス委員会」及び「リスク管理委員会」をそれぞれ実施しています。「コンプライアンス委員会」ではコンプライアンスの状況及び体制等を確認し、「リスク管理委員会」では、個々のオペレーショナルリスクの状況を把握し、具体的な方策の検討や審議を行っています。

② 日本政府の政策及び法令等の変更の可能性

当機構は、日本政府の政策を実現するために設立されている独立行政法人であり、日本政府の政策が当機構の業務、業績に影響を与える可能性があります。

また当機構は、通則法、JICA 法をはじめとする法令等による規制を受けていますが、将来、関連法令等の改正に伴い、当機構の役割が見直される可能性があります。

(i) 「独立行政法人通則法」の改正について

「独立行政法人通則法の一部を改正する法律」及び「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が、2015年4月1日より施行されています。また、同法及び同法の施行に併せて整備された、政令・省令に基づき、同年4月1日付で業務方法書を改定すると共に、内部統制や監事の機能強化に係る規程を整備しました。引き続き、政省令や各種通知を踏まえつつ、当機構として適切に対応する所存です。

(ii) 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」について

2009年11月、2010年4月から5月、2010年11月に、行政刷新会議による事業仕分けが行われ、2010年12月7日には、各独立行政法人が講ずべき措置をまとめた「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定されました。当機構では、本基本方針に沿って事務・事業の見直しを行っており、殆どが措置済となっています。取組状況は、当機構のホームページで公表しています。

https://www.jica.go.jp/information/info/2017/20171204_01.html

(iii) 行政事業レビューについて

2018年度の秋の行政事業レビューについては、2018年11月14日に公開プロセスが実施されました。運営費交付金で実施している技術協力(開発協力の重点課題)がレビュー対象となり、予算執行管理問題を受けた再発防止策の実施状況に係る継続的なモニタリングの必要性、コンサルタント選定の競争性の確保及び予算管理の徹底、国益に資する案件選定及び事業評価の実施の観点から国別開発協力方針の迅速な改定等のコメントを得ました。当機構は、本レビューにおけるコメントを真摯に受け止め、引続き効率的・効果的な事業実施に取り組めます。

行政事業レビューについては内閣官房行政改革推進本部事務局のホームページで公表されています。

(内閣官房行政改革推進本部事務局)

<http://www.gyokaku.go.jp/review/aki/H30/2nd/index.html>

(iv) 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」について

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(2013年12月24日閣議決定)において、当機構が講ずべき措置としては以下4項目があげられています。

- ・ 中期目標管理型の法人とする。
- ・ 当機構と国際交流基金、日本貿易振興機構及び国際観光振興機構の海外事務所は、事業の連携強化等を図るため、現地における事務所及び所員の法的地位等を保持することに留意し、共用化又は近接化を進める。
- ・ 政府開発援助の事業が適正かつより効率的に実施されるよう、本部だけでなく海外事務所においても、法令遵守体制を更に強化する。
- ・ 施設のさらなる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図る。

当機構としては、同閣議決定で講ずべき措置とされた事項について、引き続き真摯に対応していく所存です。独立行政法人改革等に関する基本的な方針の取組状況については総務省のホームページで公表されています。

(総務省)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyokan/kanri/dokuritu/02gyokan03_03000038.html

(3) 既発行済債券の連帯債務について

JICA 法附則第 4 条において、当機構が旧 JBIC の義務を承継した時は、当該承継の時に発行されているすべての国際協力銀行債券に係る債務については、当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずると規定されております。

上記に基づき当機構が連帯債務を負う、株式会社国際協力銀行が承継した国際協力銀行既発債券の残高は以下のとおりです。(2018 年 9 月 30 日時点)

なお、2011 年 4 月 28 日に成立した株式会社国際協力銀行法においては、上記の連帯債務は当機構及び株式会社国際協力銀行が連帯して弁済の責めに任ずるとされています。

財投機関債	100,000,000,000 円
-------	-------------------

4. 財政状態及び経営成績の分析

4-1. 2018 年度上半期決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

2018 年度上半期の当期総利益は、681 億円（前年度比 128 億円増）となりました。2018 年度上半期末の資産合計は 12 兆 3,794 億円（前年度末比 1,004 億円増）、負債合計は 2 兆 6,777 億円（同 125 億円増）、純資産合計は 9 兆 7,016 億円（同 879 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

(単位：億円)

	2017 年度上半期	2018 年度上半期	2017 年度
貸付金利息	742	711	1,453
受取配当金	94	100	193
貸倒引当金戻入	57	106	-
偶発損失引当金戻入	16	29	25
その他	21	55	62
経常収益合計	930	1,002	1,733
借入金利息	84	77	171
債券利息	36	44	73
その他	258	200	696
経常費用合計	378	321	940
臨時損益	△0	△0	△1
当期総利益	552	681	792

(3) 貸借対照表の概要

(単位：億円)

	2017 年度末	2018 年度上半期末
貸付金	120,050	119,423
貸倒引当金	△1,718	△1,573
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△755	△793
投資有価証券・関係会社株式・ 金銭の信託	808	866
その他資産	3,533	5,001
資産合計	122,789	123,794
財政融資資金借入金	19,115	18,328
債券	7,031	8,079
偶発損失引当金	106	77
その他負債	400	293
負債合計	26,652	26,777
政府出資金	80,374	80,529
準備金	15,469	16,261
当期末処分利益	792	681
その他純資産	△498	△454
純資産合計	96,137	97,016

【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、パリクラブ合意に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMFとの間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくこととなります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

- (注1) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブ等の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2018年9月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は762,025百万円となっています。

① リスク管理債権（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権（注3）

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(ii) 延滞債権（注3）

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先債権」、「延滞債権」及び「3カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

	単位：百万円	
	2018年 3月期	2018年 9月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	87,063	87,063
3カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	654,814	632,305
合計(1)	741,877	719,367
貸付金残高合計(2)	12,092,066	12,029,324
(1) / (2)	6.14%	5.98%

- (注2) 各債権に含まれる繰り延べ対象元本残高は、上表に掲げた延滞債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、貸出条件緩和債権額 632,305 百万円のうち 591,748 百万円、となっています。なお、その他の繰り延べ対象元本残高 147,972 百万円はリスク管理債権以外の債権に含まれます。
- (注3) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロの枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前 3 年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前 3 年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められています。一方、当機構の開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の分類では「延滞債権」に含めています。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況（注4）

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号。以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第 4 条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除きます。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 カ月以上延滞債権」を除きます。）をいいます。）です。

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2018年 3月期	2018年 9月期
貸出金等※ (総与信に占める 比率、%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	- (-)	- (-)
	危険債権	87,063 (0.72)	87,063 (0.72)
	要管理債権	654,814 (5.40)	632,305 (5.24)
	小計	741,877 (6.12)	719,367 (5.97)
	正常債権	11,380,784 (93.88)	11,339,003 (94.03)
貸倒引当金※	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	75,454	79,324
	要管理債権	52,968	46,734
	小計	128,422	126,058
	要管理債権以外の債権に対する 一般貸倒引当金	118,319	110,524
	特定海外債権 引当金	518	62
	合計	247,259	236,644
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	- (-)	- (-)
	危険債権	75,454 (86.67)	79,324 (91.11)
	要管理債権	52,968 (8.09)	46,734 (7.39)
	小計	128,422 (17.31)	126,058 (17.52)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注4) 各債権に含まれる繰り延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 632,305 百万円のうち 591,748 百万円、正常債権額 11,339,003 百万円のうち 147,972 百万円、となっています。

4-2. 2017 年度決算財務諸表（概要）（有償資金協力勘定）

(1) 概観

2017 年度の当期総利益は、792 億円（前年度比 48 億円増）となりました。2017 年度末の資産合計は 12 兆 2,789 億円（前年度末比 4,148 億円増）、負債合計は 2 兆 6,652 億円（同 2,834 億円増）、純資産合計は 9 兆 6,137 億円（同 1,314 億円増）となりました。

(2) 損益計算書の概要

（単位：億円）

	2016 年度	2017 年度
貸付金利息	1,528	1,453
受取配当金	136	193
偶発損失引当金戻入	26	25
その他	45	62
経常収益合計	1,735	1,733
借入金利息	186	171
債券利息	61	73
貸倒引当金繰入	220	82
その他	524	613
経常費用合計	991	940
臨時損益	△0	△1
当期総利益	744	792

(3) 貸借対照表の概要

（単位：億円）

	2016 年度末	2017 年度末
貸付金	116,620	120,050
貸倒引当金	△1,655	△1,718
破産債権、再生債権、更生債権 その他これらに準ずる債権	871	871
貸倒引当金	△735	△755
投資有価証券・関係会社株式・ 金銭の信託	618	808
その他資産	2,923	3,533
資産合計	118,641	122,789
財政融資資金借入金	17,403	19,115
債券	5,906	7,031
偶発損失引当金	131	106
その他負債	377	400
負債合計	23,818	26,652
政府出資金	79,922	80,374
準備金	14,726	15,469
当期末処分利益	744	792
その他純資産	△568	△498
純資産合計	94,823	96,137

【参考】貸出金等の状況

当機構は、有償資金協力勘定について、資産内容に関するディスクロージャーの一層の充実及び信用リスクの内部管理への活用を目的として、金融庁の「預金等受入金融機関に係る検査マニュアル」（以下「金融検査マニュアル」といいます。）に基づく資産自己査定を実施してきております。

当機構有償資金協力勘定の特徴として、途上国政府等向けの公的債権と位置付けられる与信が多いことがあげられます。この公的債権については、債務国の経済状況等により返済が一時的に困難となった場合において、持続的な債務返済を可能とするために、パリクラブ合意に基づき債務繰延べを行うことがあります（注1）。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMFとの間で合意した経済改革プログラムを実施し、持続可能な債務返済能力を確保していくことになります。

パリクラブ合意により繰延べられた債権の回収の蓋然性に関しては、この国際的な枠組みによる債権保全メカニズムという民間金融機関にはない公的債権の特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、当機構が行う債務者区分で要注意先となった債務国向けの繰延べ公的債権については、原則、その形式に照らし、開示対象として貸出条件緩和債権（銀行法）及び要管理債権（金融再生法）に分類しています。

- (注1) 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務（債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務）の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、パリクラブ等の場において債務繰り延べ（リスケジュール）が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援（国際協調の枠組みのもとでの国際収支支援）が実施されます。この一時的な流動性支援のなかで、債務国はIMFとの間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当機構有償資金協力勘定の外国政府等に対する債権のうち、2018年3月末時点で、パリクラブにおいて債務繰り延べ合意がなされている債権の繰り延べ対象元本残高は798,649百万円となっています。

① リスク管理債権（注2）

下表は、資産自己査定を踏まえ、民間金融機関のリスク管理債権開示基準（銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロ）に基づき分類を行ったものです。

リスク管理債権における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破綻先債権（注3）

元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」といいます。）のうち、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、会社法の規定による特別清算開始の申立て、又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金です。

(ii) 延滞債権（注3）

未収利息不計上貸出金であって、「破綻先債権」及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(iii) 3カ月以上延滞債権

元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で、「破綻先債権」及び「延滞債権」に該当しないものです。

(iv) 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破綻先

債権」、「延滞債権」及び「3 カ月以上延滞債権」に該当しないものです。

	単位：百万円	
	2017 年 3 月期	2018 年 3 月期
破綻先債権	-	-
延滞債権	87,063	87,063
3 カ月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	700,642	654,814
合計 (1)	787,705	741,877
貸付金残高合計 (2)	11,749,043	12,092,066
(1) / (2)	6.70%	6.14%

- (注 2) 各債権に含まれる繰り延べ対象元本残高は、上表に掲げた延滞債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、貸出条件緩和債権額 654,814 百万円のうち 610,562 百万円、となっています。なお、その他の繰り延べ対象元本残高 165,781 百万円はリスク管理債権以外の債権に含まれます。
- (注 3) 民間金融機関における「リスク管理債権」の開示基準を定めた銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 5 号ロの枠組みの中で、外国の公的債務者に対する債権に関し、①期末以前 3 年間に於いて、元本・利息等の支払がないこと、②期末以前 3 年間に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行っていないこと、③期末に於いて、債務の履行期限の延長に関する契約の締結等を行う具体的な計画を有していないこと、の全ての要件を満たす債務者に対する貸出金を「破綻先債権」として開示することが定められています。一方、当機構の開示においては、後述の公的債権にかかる国際協調の枠組みを勘案の上、かかる外国の公的債務者を資産自己査定に基づく債務者区分において「破綻懸念先」に区分し、リスク管理債権の分類では「延滞債権」に含めています。

② 金融再生法基準による開示債権及び保全状況 (注 4)

下表は、資産自己査定を踏まえ、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（平成 10 年法律第 132 号。以下、「金融再生法」といいます。）による開示基準（金融再生法施行規則第 4 条）に基づき分類を行ったものです。

金融再生法基準における各債権の定義は以下のとおりです。

(i) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における実質破綻先に対する債権及び破綻先に対する債権です。

(ii) 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における破綻懸念先に対する債権です。

(iii) 要管理債権

資産自己査定に基づく債務者区分における要注意先に対する債権のうち、3 カ月以上延滞債権（元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として 3 カ月以上延滞している貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」を除きます。）をいいます。）及び貸出条件緩和債権（経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件

の改定等を行った貸出債権（「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」並びに「3 カ月以上延滞債権」を除きます。）をいいます。）です。

(iv) 正常債権

債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」「危険債権」及び「要管理債権」以外のものに区分される債権であり、資産自己査定に基づく債務者区分における正常先に対する債権及び要注意先に対する債権のうち要管理債権に該当する債権以外の債権です。

(単位：百万円)

		2017年 3月期	2018年 3月期
貸出金等※ (総与信に占める 比率、%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	- (-)	- (-)
	危険債権	87,063 (0.74)	87,063 (0.72)
	要管理債権	700,642 (5.95)	654,814 (5.40)
	小計	787,705 (6.69)	741,877 (6.12)
	正常債権	10,994,105 (93.31)	11,380,784 (93.88)
貸倒引当金※	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	73,484	75,454
	要管理債権	58,919	52,968
	小計	132,403	128,422
	要管理債権以外の債権に対する 一般貸倒引当金	106,255	118,319
	特定海外債権 引当金	357	518
	合計	239,015	247,259
担保・保証等	破産更生債権及び これらに準ずる債権	-	-
	危険債権	-	-
	要管理債権	-	-
	小計	-	-
保全額※※ (保全率%)	破産更生債権及び これらに準ずる債権	- (-)	- (-)
	危険債権	73,484 (84.40)	75,454 (86.67)
	要管理債権	58,919 (8.41)	52,968 (8.09)
	小計	132,403 (16.81)	128,422 (17.31)

※ 資産自己査定に基づき、破綻先及び実質破綻先に対する債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額については、取立不能見込額として債権額から直接減額しており、上表の貸出金等及び貸倒引当金の額には含まれておりません。

※※ 保全額は、各債権額に対する貸倒引当金と担保・保証等の額の合計であり、保全率は貸出金等の額に対する保全額のカバー率です。

(注4) 各債権に含まれる繰り延べ対象元本残高は、上表に掲げた危険債権額 87,063 百万円のうち 22,306 百万円、要管理債権額 654,814 百万円のうち 610,562 百万円、正常債権額 11,380,784 百万円のうち 165,781 百万円、となっています。

4-3. 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析について

(1) 財政投融資対象事業に関する政策コスト分析の概要

政策コスト分析とは、財政投融資を活用している事業について、一定の前提条件（将来金利、事業規模など）を設定して将来キャッシュフロー（資金収支）等を推計し、これに基づいて、事業の実施に関して①将来、国から支出されると見込まれる補助金等と、②将来、国に納付されると見込まれる国庫納付・法人税等、及び③既に投入された出資金等による利払軽減効果の額を、各財投機関が試算したものです。

なお、算出された政策コストは、事業の遂行によって生じる将来の資金移転を伴う財政負担を示すものではありません（将来の資金移転を伴う財政負担は①のみ）。

(2) 当機構の 2018 年度政策コスト分析結果（2018 年 7 月 26 日公表）

政策コスト	分析期間
1,374 億円	50 年間

上記の数字は、2016 年度末時点の出融資残高 11 兆 8,108 億円に加え、2017・2018 年度の出融資計画（2 兆 6,350 億円）に基づき出融資を実行した場合の全貸付金回収までの 50 年間を分析期間としています。

5. 経営上の重要な契約等

該当するものではありません。

第3 設備の状況

1. 設備投資等の概要

2017年度は合計で5,798百万円の設備等支出を行いました。また、2017年度中に処分した設備等の2016年度末帳簿価額合計は467百万円となっております（有償資金協力勘定のみ）。

2. 主要な設備の状況（2017年度末）

（単位：百万円）

内容	所在地	土地		建物	動産	一括償却資産	合計
		面積	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額	帳簿価額
事務所・舎 宅等	東京都他	8,353.59 m ²	6,612	1,547	714	0	8,873

（注）有償資金協力勘定のみ。

3. 設備の新設、除却等の計画

当機構の主要な設備等への支出・除却計画については中期計画等に基づき検討していきます。

第4 発行者の状況

1. 資本金残高の推移

当機構に対する政府からの出資金は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末比増減	年度末資本金残高	摘要
2008 年度末	7,390,856	7,474,189	旧 JBIC より承継した有償資金協力勘定の資本金の額を含む。
2009 年度末	127,300	7,601,489	
2010 年度末	104,400	7,705,889	
2011 年度末	38,553	7,744,442	
2012 年度末	37,635	7,782,077	
2013 年度末	50,022	7,832,098	
2014 年度末	45,017	7,877,115	
2015 年度末	48,260	7,925,375	
2016 年度末	129,305	8,054,680	
2017 年度末	45,180	8,099,860	

(注) 当機構は、2003 年 10 月 1 日に独立行政法人国際協力機構として設立された際、政府（一般会計）からの出資金として、88,508 百万円を受入れております。

2. 役員状況（2018年11月30日現在）

【役員の定数】 JICA法第7条の規定により、理事長1人、副理事長1人以内、理事8人以内、監事3人。

【役員の任期】 通則法第21条の規定により、理事長の任期は任命の日から当該任命の日を含む中期目標の期間の末日まで、監事の任期は任命の日から対応する中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで。

JICA法第9条の規定により、副理事長の任期は4年、理事の任期は2年。

【役員の氏名、役職、経歴等】

役職	氏名	就任日	経歴
理事長	北岡 伸一	2015年10月1日 (再任)	1985年 立教大学法学部教授 1997年 東京大学法学部教授 2004年 特命全権大使（日本政府国連代表部次席代表） 2012年 政策研究大学院大学教授 2012年 国際大学学長 2015年 国際協力機構理事長
副理事長	越川 和彦	2016年5月23日	1980年 外務省入省 2008年 特命全権大使（アンゴラ国駐箚） 2011年 外務省国際協力局長 2012年 外務省大臣官房長 2014年 特命全権大使（スペイン国駐箚） 2016年 国際協力機構副理事長
理事	加藤 宏	2013年10月1日 (再任)	1978年 国際協力事業団採用 2005年 国際協力機構国内事業部長 2007年 国際協力機構国際協力総合研修所長 2008年 国際協力機構研究所副所長 2013年 国際協力機構研究所長 2013年 国際協力機構理事
理事	鈴木 規子	2016年10月1日 (再任)	1981年 国際協力事業団採用 2007年 国際協力機構スリランカ事務所長 2008年 国際協力機構マレーシア事務所長 2010年 国際協力機構広報室長 2014年 国際協力機構国際緊急援助隊事務局長 2016年 国際協力機構理事
理事	加藤 正明	2016年12月1日	1983年 国際協力事業団採用 2010年 国際協力機構ケニア事務所長 2012年 国際協力機構人事部長 2016年 国際協力機構上級審議役 2016年 国際協力機構安全対策統括役 2016年 国際協力機構理事
理事	長谷川 浩一	2017年10月1日	1984年 大蔵省入省 2011年 国立大学法人東京大学教授 2013年 外務省大臣官房審議官 兼 外務省欧州局長 2014年 財務省東海財務局長 2015年 アジア開発銀行理事 2017年 国際協力機構理事

理事	前田 秀	2017年10月1日	1987年 通商産業省入省 2007年 国土交通省物流環境政策企画官 2009年 国際協力機構産業開発・公共政策部技術審議役 2013年 農林水産省農林水産技術会議事務局研究調整官 2016年 産業技術総合研究所企画本部審議役 2017年 国際協力機構理事
理事	山田 順一	2017年10月1日	1982年 海外経済協力基金採用 2006年 国際協力銀行組織移行準備室長 2008年 国際協力機構中東・欧州部長 2012年 国際協力機構企画部長 2013年 国際協力機構上級審議役 2017年 国際協力機構理事
理事	田中 寧	2018年8月1日 (再任)	1985年 海外経済協力基金採用 2011年 国際協力機構東南アジア・大洋州部審議役 2012年 国際協力機構民間連携室長 2013年 国際協力機構民間連携事業部長 2015年 国際協力機構東南アジア・大洋州部長 2018年 国際協力機構理事
理事	本清 耕造	2018年8月1日	1987年 外務省入省 2007年 総合外交政策局軍縮不拡散・科学部不拡散・科学原子力課国際科学協力室長 2009年 外務省国際協力局国別開発協力第一課長 2011年 外務省国際協力局開発協力総括課長 2013年 外務省大臣官房会計課長 2015年 在インドネシア日本国大使館 公使 2018年 国際協力機構理事
監事	町井 弘実	2014年1月1日 (再任)	1975年 株式会社日本長期信用銀行入行 2000年 株式会社日本長期信用銀行監査役室長 2007年 ING Direct Services株式会社監査部長 2010年 日本年金機構監査部長 2013年 SGアセットマックス株式会社コンプライアンス・オフィサー 2014年 国際協力機構監事
監事	乾 英二	2015年10月1日 (再任)	1990年 国際協力事業団採用 2003年 国際協力機構ザンビア事務所長 2010年 国際協力機構総務部審議役 2011年 国際協力機構理事長室長 2012年 国際協力機構アフリカ部長 2015年 国際協力機構監事
監事	早道 信宏	2017年7月1日	1979年 日本専売公社入社 1999年 J Tインターナショナル取締役兼副C F O 2005年 日本たばこ産業(株) 監査部長 2010年 J T財務サービス(株) 代表取締役常務 2017年 パナソニックヘルスケアホールディング(株) 内部監査室主幹 2017年 国際協力機構監事

3. コーポレート・ガバナンスの状況

(1) 法による規制

当機構の主務大臣は、通則法に基づき、理事長及び監事の任命及び解任、業務方法書の認可、財務諸表の承認等を行います。

また、当機構は通則法及び JICA 法により、財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について、主務大臣が選任する監事及び会計監査人の監査の他、会計検査院による検査、金融庁による検査（有償資金協力業務に限る。）を受けなければならないとされています。

詳細については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について」をご参照下さい。

(2) 業務運営の評価

当機構は、各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績について外部有識者から構成される外務省独立行政法人評価委員会（以下「独法評価委員会」といいます。）の評価を受けてまいりました。なお、改正通則法が 2015 年 4 月 1 日に施行され、各事業年度及び中期目標の期間における業務の実績の評価は、主務大臣が行うこととされました（通則法第 32 条）。これに先立ち、当機構は中期計画（「中期計画」については本説明書「第 1 発行者の概況、3. 事業の内容、3-1. 当機構の概要、(4) 日本政府との関係について、③中期目標・中期計画について」ご参照）期間中の業務実績を毎年、自己評価を含む業務実績等報告書としてとりまとめ、主務大臣に提出、公表しています。また、主務大臣の評価結果は公表されることとなっています。

(3) 内部管理等の体制

（理事会の運営）

当機構は理事長・副理事長・理事により構成される理事会において当機構の経営及び業務運営に係る重要な基本方針並びに重要な個別業務事項に係る審議を行います。

（監事監査）

監事は当機構の業務を監査します。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は主務大臣に意見を提出することができます。また、監事は業務を監査するため理事会に出席し意見を述べることができます。なお、監事監査報告はホームページ上で公表しています（<https://www.jica.go.jp/disc/audit/index.html>）。

（内部監査について）

当機構は、内部監査部門として理事長直属の監査室を設置しており、内部監査の独立性を確保しております。

（コンプライアンス態勢について）

当機構は、コンプライアンスに関する重要事項を検討するため、副理事長を委員長とし、関係役員・部室長により構成されるコンプライアンス委員会及びリスク管理委員会を設置しており、本委員会において決定するコンプライアンス・プログラムに基づく各種取組を通じて当機構役職員のコンプライアンス意識の醸成に努めております。

（役員報酬について）

当機構が 2017 年度において役員に支払った報酬額は総額で 238,656 千円です。

(4) リスク管理について

金融業務を行うにあたっては、信用リスク、市場リスク（金利リスク、為替リスク等）、流動性リスク、オペレーショナルリスク等の様々なリスクを伴います。当機構は開発援助機関として有償資金協力業務を行っており、リスクの内容や大きさ、あるいは対処の方法は一般金融機関とは異なりますが、国際的潮流も踏まえ、金融機関のリスク管理手法を援用しつつ、円借款債権等を適切に管理することが重要と考えます。

具体的には、有償資金協力業務におけるリスク管理を組織的に対応すべき経営課題と位置づけ、「独立行政法人国際協力機構有償資金協力勘定統合的リスク管理規程」を策定し、同規程の中で、当機構の有償資金協力勘定が業務の過程でさらされている様々なリスクを識別、測定及びモニタリングし、業務の適切性の確保及び適正な損益水準の確保を図ることを目的と定め、その目的に資するため有償資金協力勘定リスク管理委員会を設置し、統合的リスク管理に関する重要事項を審議しています。

当機構が業務運営上抱える個別のリスクのうち主要なものとその管理に対しては、本説明書「第2 事業の状況、3. 事業等のリスク」をご参照ください。

第 5 経理の状況

1. 当機構の財務諸表

当機構の財務諸表は、通則法第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しております。

また、独立行政法人国際協力機構法第 28 条第 1 項に基づく財務諸表は、財産目録、貸借対照表、損益計算書ですが、同条第 2 項に基づき、附属明細書を、また独立行政法人会計基準第 42 にあわせ、任意に作成するキャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類、行政サービス実施コスト計算書を含めて掲載しています。

(注) 当機構は子会社を有していないことに鑑みて、連結財務諸表は作成しておりません。